

韓国によるインドネシア産紙製品輸入に対するアンチダンピング措置  
パネル報告書 (WT/DS312/R、2005年10月28日配布、同11月28日採択)

瀬 領 真 悟

I. 事実の概要

1. 国内アンチダンピング法関係

2002年9月30日韓国貿易委員会(以下、「KTC」)は、中国及びインドネシア原産のコピー機対応普通紙 (plain paper copier) 及び未コーティング紙 (uncoated wood-free printing paper) 輸入品へのアンチダンピング調査開始に関する韓国生産者の申請を受理した。その後、KTCは、4つインドネシアの会社に質問状を送付した。4社は、PT Indah Kiat Pulp and Paper Tbk (以下、「Indah Kiat」), PT Pindo Deli Pulp and Paper Mills (以下「Pindo Deli」), PT Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk (以下「Tjiwi Kimia」), and PT Riau Andalan Kertas (以下「April Fine」)である。KTCは、2002年11月14日にアンチダンピング調査を開始し(同年11月26日開始公示)、その過程で4社の質問状回答期限は当初の期間より3週間延長された。Tjiwi Kimiaは回答を行わず、Indah KiatとPindo Deliは期限内に回答した。KTCは、2003年3月24日から27日に確認作業を行い、Indah KiatとPindo Deliの提出情報確認のため、訪問した。

KTCは、2003年4月23日にダンピング肯定的仮決定を行い次のようにダンピング・マージンを算定したが、暫定アンチダンピング税は賦課しなかった。Pindo Deliについて11.56%、Tjiwi Kimiaについて51.61%とIndah Kiatについて0.52%のマイナスマージン。

KTCは、2003年9月24日に最終的肯定ダンピング・損害決定をおこなった。KTCは、SinarMasGroupの一部であった3社(すなわちIndah Kiat、Pindo DeliとTjiwi Kimia)を1輸出者と取り扱って8.22%のダンピング・マージンを算定し、SinarMasGroup会社3社には8.22%、April Fineと他のインドネシアの輸出者には、2.80%のアンチダンピング税賦課が賦課された。

韓国国内手続きにおける申請者は、韓国の紙生産者5社である。KTCは、「調査対象産品」を情報紙と未コーティング wood-free 紙の2つのカテゴリーを含むと定義した。2カテゴリーとは、「PPC」と「WF」であり、「PPC」は、企業や本社でコピーに関して使われる複写機対応普通紙またはビジネス用の紙、「WF」は文房具生産や印刷機から印刷するために使われる未コーティング印画紙である。

Indah KiatとPindo Deliは、WFとPPCそれぞれについて全ての関連した国内の販売および輸出販売に関する詳細な情報を提出した。PT Cakrawala Mega Indah (以下「CMI」)は、商社でありIndah KiatとPindo Deliの国内販売の殆どを取り

扱っていた。Indah Kiat と Pindo Deli は、CMI への販売及び CMI による再販売に関する完全な情報（以下、「国内販売情報」）を KTC に報告した。Tjiwi Kimia は、質問状への回答を提出しなかったが、その理由を韓国市場への輸出量は、調査への積極的参加を行うにたる量に値しないと説明した。

KTC による確認は、Indah Kiat と Pindo Deli によって提出された国内販売情報の確認を狙いとしていた。確認前に送付される確認計画書で、KTC は Indah Kiat と Pindo Deli に対し、確認中に提示されることを目的として 2001 年と 2002 年の CMI の決算書の準備を要請していた(一回目)。KTC は、確認の成功のためには両者についての理解が不可欠であると考えたからである。

確認時に、Indah Kiat と Pindo Deli は、CMI の決算書提出が不可能であると説明した。その理由は、最善を尽くしても、CMI をコントロールできず、文書の提出を強要することができなかつたためであるというものであった。

確認の結果について、KTC は、確認報告書を現地では提供せず、後日報告会(2003 年 4 月 4 日)を開催し、正常価額決定に際して、国内販売情報を使用せず、「入手可能な事実」に依拠する旨を表明した。その理由は、Indah Kiat と Pindo Deli による CMI 決算書を未提出によるものであるが、ただし、2003 年 4 月 10 日までに提出されるならば、KTC は CMI 決算書を受け入れることに同意した。2003 年 4 月 9 日付けの文書で Indah Kiat と Pindo Deli は、CMI の決算書を KTC に提出したとしている。この期日は、KTC の仮決定の 2 週間前、最終決定の 5 ヶ月以上前である。

仮決定では、KTC は国内販売情報を利用せず、Indah Kiat と Pindo Deli について入手可能な事実を用いたが、その理由は、CMI 決算書のような関連文書の不提出による。Indah Kiat(なお同社は最大手のインドネシアの輸出者であった)には、マイナス 0.52%、Pindo Deli には 11.56%。Tjiwi Kimia には、51.61%のダンピング・マージンが認定された。2003 年 9 月 1 日に KTC は、最終決定草案を通知し、ダンピング・マージン算定において、Indah Kiat、Pindo Deli と Tjiwi Kimia については一つのダンピング・マージン計算(韓国法上仮決定段階では許容されていなかったものであった)を実施することを提示した。最終決定では、前記 3 社を「単一の経済的実体」とする旨声明して 8.22%のダンピング・マージンが認定され、以前と同じ理由で国内販売情報が無視された。

## 2. WTO 関係

- ・ 2004 年 6 月 4 日 インドネシア協議要請（紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解(以下、DSU)4 条、1994 年 GATT22 条 1 項、1994 年の関税及び貿易に課する一般協定第 6 条の実施に関する協定(以下、AD 協定)17 条) インドネシア原産のコピー機対応普通紙 (plain paper copier) 及び未コー

ティング紙 (uncoated wood-free printing paper) の輸入に関して、韓国による確定アンチダンピング税賦課決定的及び賦課に至った調査の特定箇所について。

- 2004年7月7日 協議。合意に達せず。
- 2004年8月16日 インドネシアパネル設置要請 DSU4.7条及び6条、1994年GATT23条2項、アンチダンピング協定17.4条及び17.5条
- 2004年9月27日 DSB会合 パネル設置。WT/DS312/2。DSU6条。同会合で標準託事項に当事者が同意
- 2004年10月18日 インドネシア、事務総長にパネル構成決定要請。DSU8.7条
- 2004年10月25日 事務総長による構成決定。

Chairman:Mr. Ole Lundby Members:Ms. Deborah Milstein, Ms. Leane Naidin

- カナダ、中国、EC、日本、米国が第三者参加。
- 2005年2月1-2日、3月30日 パネル会合 当事者
- 2005年2月2日 パネル会合 第三者
- 2005年6月24日 interim report 当事者回覧
- 2005年10月28日 パネル報告書回覧
- 2005年10月28日 DSB パネル報告書採択
- 2005年12月20日 DSB 会合 韓国・履行のために合理的な期間の必要性を声明、インドネシアと協議へ
- 2006年2月10日 期間を8ヶ月、2006年7月28日とする旨をDSBへ通報
- 2006年8月17日 DSU21条及び22条手続きに関する了解をDSBへ通報

### 3. 当事者の請求

#### A. インドネシア

インドネシアによる請求は以下のものであった。

韓国によるアンチダンピング税賦課が韓国の下記WTO義務違反となる認定を求める。

- (a) 正常価額決定のためインドネシアの輸出者 Indah Kiat と Pindo Deli によって提出された国内販売情報と CMI 決算書が無視して代わりに入手可能な事実  
に依拠したことが1994年関税及び貿易に関する一般協定の実施に関する協  
定(以下、「AD 協定」)6.8条違反。
- (b) 正常価額決定のために、Indah Kiat と Pindo Deli 提出の国内販売情報と CMI  
決算書が無視し、入手可能な事実  
に依拠したことが、AD 協定 6.8 条及び付  
属書IIパラグラフ3違反。
- (c) Indah Kiat と Pindo Deli の国内販売情報と CMI 決算書が無視された理由の通

知、及び、相当の期間以内で追加的説明を行う機会の提供を怠ったことについて、AD 協定 6.8 条と付属書Ⅱパラグラフ 6 違反。

- (d) 第 6.8 条と Indah Kiat と Pindo Deli の正常価額決定において二次的情報源からの情報を使用する際に特に慎重に行わなかったことについて、AD 協定 6.8 条と付属書Ⅱパラグラフ 7 違反。
- (e) Tjiwi Kimia のダンピング・マージン決定において二次的情報源からの情報を使用するに際して特に慎重に行わなかったことについて、AD 協定 6.8 条及び付属書Ⅱパラグラフ 7 違反。
- (f) Indah Kiat と Pindo Deli に対して付属書Ⅱパラグラフ 6 の意味で Tjiwi Kimia に関する追加的説明を行う機会を提供しなかったことについて、AD 協定 6.8 条及び付属書Ⅱパラグラフ 6 違反。
- (g) Indah Kiat と Pindo Deli の正常価額計算の際に 2.2 条の要件を遵守しなかったことについて、AD 協定 2.2 条違反。
- (h) 輸出価格との不公正な比較を発生させる Indah Kiat と Pindo Deli の不当な構成価額計算について、AD 協定 2.2 条、2.2.1.1 条、2.2.2 条及び 2.4 条違反。
- (i) Indah Kiat と Pindo Deli のために輸出価格と正常価額の価格比較に影響を及ぼしている際に適切な斟酌をしなかったことについて、AD 協定 2.4 条違反。
- (j) Indah Kiat、Pindo Deli と Tjiwi Kimia のダンピング・マージンを個別に決定せず、AD 協定 2 条で規定されたマージン上限を超える課税を生じたことについて、AD 協定 6.10 条と 9.3 条違反。
- (k) 輸出者によるダンピングを認定できなかった場合に Indah Kiat の調査を終了しなかったことについて、Ad 協定 5.8 条違反。
- (l) Indah Kiat と Pindo Deli に確認結果を通知しなかったことについて、AD 協定 6.7 条違反。
- (m) 構成価額の使用を含め、どのように正常価額を決定したのかを輸出業者へ通知することを怠ったことについて、AD 協定 6.4 条、6.9 条及び 12.2 条違反。
- (n) PPC と WF 紙を一つの産品と定義し、その定義に基づくその損害決定を行ったことについて、AD 協定 2.6 条、3.1 条、3.2 条、3.4 条、3.5 条及び 3.7 条違反。
- (o) 価格及び数量効果の分析を実証的証拠に依拠しあるいは客観的決定を行い損ない、3.2 条の意味で著しい価格アンダーカッティングを不適切に認定したことについて、AD 協定 3.1 条、3.2 条及び 3.4 条違反。
- (p) 関連する損害要因全ての考慮を懈怠したことについて、AD 協定 3.1 条と 3.4 条違反。
- (q) 韓国産業の被った損害との因果関係を適切に分析せず、調査対象輸入に起

因しない他の要因により引き起こされた損害があることを識別するため他の周知の要因を適切に検討することを懈怠したことについて、AD 協定 3.1 条と 3.5 条違反。

- (r) 損害と因果関係分析において韓国産業の自身の輸入の影響の考慮を懈怠したことについて、AD 協定 3.1 条、3.4 条及び 3.5 条違反。
- (s) 損害分析のためにダンピング輸入として Indah Kiat からの輸入を扱うことについて、AD 協定 3.1 条、3.2 条及び 3.5 条違反。
- (t) 損害調査の適切な期間の設定の懈怠について、AD 協定 6.1 条と 6.9 条違反。
- (u) 同種の製品決定に関する情報を輸出者に提供しなかったことについて、AD 協定 6.2 条、6.4 条及び 12.2 条違反。
- (v) 実質的損害決定の基礎の開示の懈怠について、AD 協定 6.4 条及び 6.9 条違反。
- (w) 正当な理由の提示なしであるいは公開される要約を求めずに、国内産業による申請に含まれる情報を秘密扱いにしたことについて、AD 協定 6.5 条違反。
- (x) ダンピング防止処置が GATT6 条の規定の下での条件でのみかつ協定規定に従い開始され行われた調査の下で行われることを確保しなかったことについて、GATT1 条違反。
- (y) パネルによる GATT 総合的な措置の修正要請及び措置廃止提案の要請 (DSU19.1 条)

## B. 韓国

- ・インドネシアの主張全ての却下を要求

## II. パネル報告書

### A. 一般的問題

#### 1. 審査基準

パネルは、DSU11 条及び AD 協定 17.6 条を併せて援用し (7.1-7.4)、次のような審査基準を示した。韓国の措置がアンチダンピング協定適合的かを評価せねばならない。KTC が事実を適切に確立し、公正かつ客観的に事実を評価し、その決定が関連規定の許容される解釈に基づくならば協定適合的と考える。パネルの任務は、アンチダンピング調査の記録上の情報及び証拠の新規審査を行うことでも、記録を吟味して異なった結論に到達することがあったとしても判断を代替することでもない。(7.5)

## 2. 立証責任

パネルは、WTO 紛争処理手続きにおける立証責任が違反主張側にあり、本件ではインドネシアが韓国側措置の協定不適合性を示す責めを負っていること、自国の主張の適正さを確立する責めを負うこと、を確認した。さらに、事実を主張する側の当事者がその証拠を提供する義務を負うことも確認した。(7.6)

## 3. 条約解釈

パネルは、本件が AD 協定の各種規定解釈を要求しており、DSU3.2 条により解釈に関する国際法上の慣習的規則に従った対象協定の明確化に資するものであることを加盟国が確認しており、米国ガソリン事件での上級委員会の判断により、条約解釈の基本ルール及び条約法条約 31. 1 条解釈を引用する。(7.8) パネルは、条約解釈の一般ルールが慣習国際法又は一般国際法のルールを含むものであり、条約法条約 31. 1 条に従って AD 協定規定を解釈し、文脈及び AD 協定の対象と目的に照らして規定の文言の解釈を行うとした。(7.9)

## B. 手続き問題

### 1. 代表団構成

#### [韓国側主張]

DSU18. 2 条を援用し、インドネシア代表団中のインドネシア製紙業界代表者の退席を要求した。理由は、韓国の提供した秘密情報にインドネシア製紙業界代表者がアクセスすることで両国製紙産業間に不当な競争上の不均衡が発生するからである。

#### [インドネシア側主張]

代表団構成には全面的な裁量権を加盟国が有していること、DSU18. 2 条は秘密情報保護義務を加盟国に課していることを主張した(7.10)。

#### [パネル認定]

作業手続き規則パラグラフ 15 の規定に基づく代表団構成の権限及び DSU18. 2 条の秘密保護義務を確認した。また、パネルは、WTO 紛争処理手続きにおけるセンシティブ情報保護の必要性及び AD 協定 6. 5 条による AD 調査手続き中での調査当局向け提供情報保護の重要性を確認した。その上で、パネルは、韓国の主張が、代表団構成や特定者の退室に関わるものであり、個別的な特定情報の秘密性保護に関するものではなく、具体的な秘密情報保護手続き請求を考慮する旨を示したにもかかわらず、韓国側からはそのような対応がなかったとした。なお、インドネシアは第 2 回会合からは業界代表者を代表団に含めな

いことを声明した。(7.12)

## 2. サブミッションへのアクセス

### [韓国側主張]

第2サブミッションで、韓国は、提供される情報の秘密保持に同意したインドネシア政府官僚とアドバイザー以外の者には開示しないという了解の下で秘密情報の提供を継続すると主張した。

また、インドネシアの主張に対して、韓国は、秘密情報となる提出文書を韓国に返還するようにインドネシアに対して指示することをパネルに請求し、及び、インドネシアに対しては秘密情報文書の公開版を提供することを主張した。

### [インドネシア側主張]

インドネシアは、審理準備に際して韓国による提出物をインドネシアがどのように使用するのかについて韓国が一方的に条件をつけることができないと主張した。

### [パネル認定]

パネルは、韓国の主張を、パネルに対しては完全な秘密版の文書を提供し、インドネシアに対しては公開版の文書のみを提供するものであると整理した。(7.13)パネルは、この問題を DSU18. 2 条に従い審理した。(7.14)パネルは、次のように判断した。DSU18.2 条(及び作業手続き規則パラグラフ 15)は、当事者の提供する情報の秘密取り扱いを規定するものの、個人が秘密保持規定を含めて DSU 規定上の責任を負うことを条件として、当事者が必要な場合に個人のアドバイスを受けることを禁止していない。この点は、加盟国が、代表団構成の裁量権を持つことと同様である。加盟国が、どのような人間が自国を代表するかを決定することを認められる一方で、どのようなサービスが審理準備に利用できるかを決められないという結果をもたらすことは、論理的ではない。

### (7.15)

パネルは、インドネシアが DSU18. 2 条及び作業手続き規則パラグラフ 15 に従うことを繰り返しているのに、インドネシアが義務を履行しないとする理由がないと判断した。(para.7.14)また、文書の秘密版の回収と公開版のインドネシアへの提供は、DSU18. 1 条が、パネルと当事者間での不均衡を排除している事実に鑑みると、パネルにも秘密情報が提示されないこととなるとパネルは述べた。また、パネルは、AD 協定 6. 5 条規定を意識し、国内調査手続きで秘密であるとされた情報保護の方法を考慮する準備がある旨を表明してきたが、韓国からはそのような手続きへの対応がなかったとした (7.17)。

C. 国内販売情報の無視及び入手可能な事実に基づく調査対象 2 社の正常価額計算決定

[インドネシア側主張]

インドネシアは、韓国が AD 協定 6.8 条の条件を満たさないままに入手可能な事実を利用したので、6. 8 条違反であると主張した。

[韓国側主張]

韓国は、インドネシア企業による財務・会計データが確認期間中に提出されず、相当な期間内に必要な情報が提供されなかったために入手可能な事実を利用したのであり、6.8 条違反はないとした。

(a)関連事実

[パネル認定]

上記申立に関連して、パネルは以下のような関連事実を認定した。

調査は、2002 年 11 月 26 日に開始された。同日付けで質問状が関連するインドネシア会社に送付された。個々の輸出者（すなわち SinarMasGroup の Indah Kiat、Pindo Deli と Tjiwi Kimia）に関する情報に加え、対象製品の生産又は販売に従事する関連会社の販売やコストに関する情報とこれらの関連した会社の決算書の提出が求められた。Tjiwi Kimia は、質問状への不回答という対応を選択した。Indah Kiat と Pindo Deli は、2003 年 1 月 24 日に回答を提出した。Indah Kiat と Pindo Deli は、加えて CMI 向けの販売に関する情報を提出した。この情報は、KTC 調査官の確認の対象となった。対象製品の国内販売の何割が CMI 経由で行われているかが説明され、CMI による独立した買い手向けの対象製品売り上げの詳細なリストも提出された。この時点で CMI の決算書は、未提出であった。(7.24-7.25)

2003 年 3 月 10 日に KTC は、SinarMasGroup に確認計画書を送付し、5 つの見出しの下で確認目的のために要請される情報を分類した。以下のものである。

「Indah Kiat/Pindo Deli の理解」、「提出データの完全性の確認」、「韓国向け輸出価格及び関連調整要因に関する情報の正確さと有効性の確認」、「国内価格と関連調整要因に関する情報の正確さと有効性の確認」、「生産コストの確認」。最初の項目中（すなわち「Indah Kiat/Pindo Deli の理解」）で、KTC は、CMI の決算書を確認のため準備するよう要請していた。確認計画は、CMI 経由での対象製品の Indah Kiat 及び Pindo Deli の売上情報（例えば、CMI と独立した買い手の間で特定のサンプル取引に関する広範囲の文書）、Indah Kiat と Pindo Deli から CMI への販売数量と CMI から独立した買い手への販売数量の差に関する情報が要求された。CMI による SinarMasGroup に属する姉妹工場への対象製品の再販売に関する情報や Indah Kiat と Pindo Deli の価格に課された CMI の手数



料情報も請求された。確認計画に対して、SinarMasGroup は、独立した買い手への CMI の売上情報が Group のオフィスで確認可能であると指摘した。(7.26-7.29)

確認は、2003 年 3 月 24-27 日に実施され、確認期間中、KTC は、CMI の決算書提出を要求したが、SinarMasGroup は、CMI の決算書を準備できない旨の文書を提出した。以下のような理由が述べられていた。CMI と MKP は、Indah Kiat や Pindo Deli によって支配されておらず、CMI と MKP は、株式保有を通して Indah Kiat と Pindo Deli に関連があるけれども、Indah Kiat と Pindo Deli から独立して経営されている別法人である。CMI は、高度に秘密性を有する決算書に Indah Kiat と Pindo Deli の輸出調査との関連性があるとは納得していない。CMI は、一定の協力を行ったが、この問題に関して追加的文書提供を行わないことを明示した。(para.7.30)

SinarMasGroup が確認中に、CMI の決算書を提供しなかったことに争いはないが、調査官が CMI の他の会計記録へのアクセスを提供されたかは当事者間に争いがある。韓国は、決算書に加え、CMI の会計記録へのアクセスを要請したが、かなえられなかったとする。インドネシアは、電子アクセスを提供したと主張する(2つの宣誓供述書を提出)。記録では、KTC により要請され、確認期間中に提供されなかったものには、若干の他の会計記録が含まれる。KTC 調査官の複数のレポートが決算書以外の CMI の会計記録へのアクセスを求め、要請が断られたことを示している。情報の正確性について、Final Investigation Report では SinarMasGroup が争ったことを示す記録はない。最も重要なのは、輸出業者文書中で、提供情報が示され、CMI が協力できないと声明を行っていることである。(7.31-7.34)

審査基準に基づけば、インドネシアが主張する事実は、インドネシアが証明せねばならない。CMI の決算書などの不提出について記録が示していることを前提とすると、インドネシアが事実に基づいて主張を証明できなかったという結論に至らざるをえない。したがって、SinarMasGroup が CMI の決算書等を提供しなかったという事実認定に基づき分析を行うこととする。(7.35)

対象製品の CMI の販売関連情報を別にして、確認は問題なく終了した。CMI による独立した買い手への取引及び Indah Kiat と Pindo Deli による多数のサンプル取引が確認された。確認後の公聴会は、2003 年 4 月 4 日にソウルで開催され、KTC は、CMI の決算書が確認中に利用できなかったことから、Indah Kiat と Pindo Deli の正常価額計算に、入手可能な事実を利用することを、口頭で SinarMasGroup の取締役役へ通知した。KTC は、確認後のダンピング・マージン計算を含んだ Preliminary Dumping Margins Investigation の仮報告書を交付した。

4月9日に、SinarMasGroupは、2001年と2002年のCMIの損益計算書と銘打たれた2頁の文書を提出した。しかし、KTCはダンピング・マージン計算の方法を変更せず、CMIの決算書と会計記録が確認期間中利用できなかったことに基づき、提出された販売データが信頼できないと考慮し、KTCはIndah KiatとPindo Deliの構成正常価額を決定した。(7.36-7.38)

(b)法的分析

[インドネシア側主張]

インドネシアは、正常価額決定において、Indah KiatとPindo Deliによって提出された国内販売データをKTCが勘案せねばならなかったと主張した。

[韓国側主張]

韓国は、国内販売データを勘案できなかったのは、CMIの決算書と会計記録が、国内販売データの完全性を証明するために必要であったにもかかわらず、Sinarグループが確認期間中に当該記録を提供しなかったためであると主張した。

[パネル認定]

パネルは、以下の検討を行った。第1に、CMIの決算書と会計記録が「相当な期間内」に提供されなかった必要な情報に当たるか否か。第2に、その結果KTCが6.8条の下で入手可能な事実に依拠する権利があるかどうか(以上の2点については(i)以下で示す)。第3に、以上が肯定された場合に、KTCが提出された国内販売データを無視できる範囲はどのようなものか(これについては(ii)以下で示す)。(7.39)

(i)KTCは、入手可能な事実に依拠することができるか否か

【必要な情報及び相当な期間】

CMIの決算書と会計記録が6.8条の意味の範囲内の必要な情報であったかどうか、そして、それらが相当の期間以内で提出されたか。(7.42)

6.8条は、相当の期間内に必要な情報提供がない場合、国内当局が入手可能な事実に依拠できることを許容する。「必要な情報」の該当性は、調査の特定の状況を考慮しなければならない。CMIの決算書と会計記録が当該調査に必要な情報であったかどうかを検討する必要がある。(7.43)

KTCの正常価額決定は、独立した買い手向け対象製品のCMIの販売に依拠したので、その販売情報は正常価額決定で重要な役割を果たす。販売が通常取引過程で行われたかどうかの関連情報や独立した買い手向けのCMIによる販売量と価格がこのような情報に当たる。KTCがCMIの販売活動に関する情報を必要であると考えたのは適切である(対象商品の国内販売に関するコスト

を含む)。KTC の正常価額決定にとって Indah Kiat と Pindo Deli の国内の販売情報の正確さの重要性から、CMI の決算書と会計記録が調査目的のために「必要な情報」に当たる。(7.44)

【相当な期間内に情報が提出されたか否か。】

確認計画から確認についての会合までの期間の CMI の決算書及び関連情報の確認については前述の通りである。(7.45-7.47)

KTC が 4 月 10 日までに情報を提出するなら、CMI の決算書を受け入れるとしたか否かには争いがある。記録では、KTC は、当初の質問状と確認計画中で、情報提供を請求したことは明確である。KTC 送付文書では、4 月 10 日が KTC の価額決定方法に関する「書面化した意見」の提示期限であったことを示しており、確認後の新情報の受理については言及していない。この点については、事実主張側に証拠提出責任がある。事実問題として、インドネシアは、KTC が 4 月 10 日までに CMI の決算書を受け入れたと立証できなかった。従って、パネルは、CMI の決算書が KTC によって決められた期限を過ぎて提出されたとした。(7.48)

パネルは次に、情報提出懈怠が KTC による当該情報の勘案拒否を正当化するか否かを検討した。

アンチダンピング調査において情報の提示期限に関しては、米国熟延鋼板の上級委員会報告がある。上級委員会は、国内当局が適切に調査を完了するために情報提出期限を設定できることを認めた上で、最終期限経過後の情報提供を国内当局が無視できるとしたわけではないとした。上級委員会は、輸入国の設定した期限が絶対ではなく、期限経過後も合理的期間内であれば調査当局が当該情報を無視してはならず、入手可能な事実を利用できないとした。相当な期間について、上級委員会は以下の要因を勘案して判断するとした。①提出される情報の性格や質、②調査対象輸出業者が情報を得るための困難さ、③情報の確認可能性と調査当局が決定を行うため当該情報を使用できる容易性、④他の関連当事者がその情報を使用する場合に特権を有しているか否か、⑤情報の受理が調査当局による調査の迅速な実施能力を妨げるか否か、⑥調査対象輸出業者が期限を徒過した日数。(7.49)

パネルは、本件について上記①から⑥までの考慮要因に照らした検討を行った。

①について 提供された情報は 2 頁で、特定の会計情報を含んでいた。調査対象企業は、確認期間中に調査官によって請求された他の情報を提供する努力を行っていなかった。

②について 調査対象企業と CMI の間に共通の所有関係があったこと、確認後に CMI を説得できたこと、調査対象企業により主張された困難さを示す記

録がなかったこと、等から情報取得の困難さはなかった。

③について 米国熱延鋼板事件と本件では事実が異なる。米国熱延鋼板事件では、ダンピングマージン計算のため調査当局は、特定の情報を期限までに提出することを求めた。企業は、遅延したものの、確認前に情報を提供した。当局は、提供の遅延と判断し、確認中に遅延した情報の確認を行わなかった。KTCは、確認期間中に CMI の決算書を必要とするとしたが、調査対象企業が提供しなかった。調査当局への情報提出の通常の場合の期限と本件の最終期限では、この点で違いがあること意味する。確認は、アンチダンピング調査の重要なステップであり、調査当局の主たる目的は、情報の完全性と正確性について満足を得ることである。本件のような場合に、KTC が遅延して提出された情報確認のために二回目の確認を行わなければならないとするのは不当である。

④について これを示す証拠がないし、当事者の主張もない。

⑤及び⑥について CMI の決算書が KTC の仮決定の 2 週間前及び最終決定の 5 ヶ月前に提出された。しかし、情報提供の要請は、当初の質問状送付時や確認計画書の中で確認前に行われていた。情報提供の遅延は、かなりなもので、KTC に第 2 の確認を必要とさせ、調査を著しく遅延させる。(7.50-7.54)

2003 年 4 月 10 日の CMI の決算書提出は AD 協定 6. 8 条規定の相当の期間内になされなかった。KTC が CMI の決算書を無視して、入手可能な事実に依拠する権限を有していた。提出されたものは、CMI の決算書に限られており、CMI の販売一般管理費(以下、SG&A)と財務費用を示す特定の目的のものに限られていた。確認期間中、KTC の要請があつたにもかかわらず、調査対象企業は他の会計記録を提出しようとしなかった。明らかに、これらの会計記録は、相当の期間以内に提出されてはいない。(7.55)

以上の検討によりパネルは、KTC が、調査対象企業に関して入手可能な事実に依拠したことについて 6. 8 条違反はないと認定した。(7.56)

(ii)入手可能な事実の使用に際して、KTC は調査対象企業の提出した国内販売データを無視できるか。

パネルは、この問題を加盟国の WTO 義務との関連で次のように意味づけた。質問状に対して提出された国内販売データが付属書 II パラグラフ 3 の意味で確認可能であり、構成正常価額算定に際して KTC が考慮しなければならなかったか否か。(7.59) パラグラフ 3 は、特定の条件を充足する場合には、利害関係者により提出された情報を調査当局が勘案せねばならないと規定する。条件の 1 つは、確認可能であることである。確認可能であれば、構成正常価額算出時に KTC が調査対象事業者により提出された国内販売データを無視したことは、6.8 条及び付属書 II パラグラフ 3 に違反する。(7.61)

確認期間中に、調査対象企業は、情報（本件では CMI の決算書と会計記録）提供を拒否したので、調査対象企業提出の国内販売データが信頼できるか否か及び KTC によって考慮されるべきか否かを確認する方法が解らない。(7.64) この点について当事国は次のように主張していた。

インドネシアは、調査対象企業の国内販売データの完全性が、独立した買い手向けの CMI の販売リストと調査対象企業から CMI への売上リストの比較を通して確かめられることができたと主張した(すなわち、両者間で一対一の対応関係があったという主張である)。(7.65) これに対して、韓国は、たとえインドネシアのいう比較がなされたとしても、それは調査対象企業の販売量に関する販売の完全性に関するものだけであり、独立した買い手向けの CMI による売上は、CMI による割引、払い戻し等を含んだかどうかは未解答のままである。

パネルは、インドネシアの主張を認めず、インドネシアが示した比較は、国内販売価額も販売量も確認するものではないとした。(7.67) インドネシアは KTC が CMI の決算書と会計記録を要請した唯一の目的が調査対象企業により提出された国内販売データの完全性の確認にあるとするが、これとは矛盾する証拠がある。KTC 側の報告書は、正確性と完全性を確認するためとしている。

(7.68) パネルによると正確性は、国内販売データの完全性確認を越えて、対象産品販売に関連する CMI の経費及び価格を含むより広い範囲の情報に関するものである。調査当局が、対象産品の国内販売に関与する会社の会計記録を含め、提出された情報の正確さを確かめるため確認中に調査対象輸出会社の会計記録を望むことは普通のことであり、国内当局による基本的要請が拒否されれば、問題のデータの正確性を確認する方法が無くなってしまう。(7.70)

調査対象企業の提出した国内販売データの正確性と完全性が独立した買い手への CMI による販売(再販売)と CMI への販売に関する多くのサンプルの確認を通じて確認可能であるとのインドネシアに主張を認めると、KTC が CMI の決算書と会計記録を必要としなかったことになる。このような主張を認めることはできず、個別販売の確認が一般に国内販売の完全性と正確性を確認する 1 つのツールにはなるものの、調査対象輸出企業の決算書と会計記録に基づく確認の重要性に代替したり、そのような確認の重要性を最小化したりする主張は受け入れられない。(7.71)

以上のような理由でパネルは、正常価額決定に際して調査対象企業 2 社提供の国内販売データを無視したことは、付属書 II のパラグラフ 3 及び協定 6. 8 条違反ではないと認定。(7.72)

(iii)KTC は、国内販売データを無視するとの決定を調査対象企業に通知し、対象企業によるそれに対する見解表明の機会を提供し損なったか。

この点について、インドネシアは、KTC 側の付属書 II パラグラフ 6 及び協定 6.8 条違反を主張した。他方韓国は、KTC が Sinar Mas Group の諸会社に国内販売データの無視決定を通知し、コメントの機会を提供したと主張した。

(7.73)

パネルは、パラグラフ 6 が、調査当局に対し、提出情報の無視、その決定の遅滞ない通知、更なる説明を提供する機会を与えねばならない義務を負うことを規定し、調査当局が当事者からの更なる説明に満足できない場合には、情報を無視し、公開された決定中にその旨を明記し、理由を説明する義務を負う、とした。ただし、無視を通知する手続きの規定はないとされた。(7.75) 韓国は、KTC による国内販売データの無視が適切に行われ (7.72)、パラグラフ 6 の下、無視を通知し、コメントの機会を与えなければならない義務を負っていた。

(7.76)

インドネシアは、2003 年 4 月 4 日の会合で口頭により、かつ、書面で、KTC が提出された国内販売データの無視と、利用可能な事実を代替的に使用すると説明し、KTC が Final Investigation Dumping Report 中で国内販売データの無視と、それが CMI の決算書提出拒否によることを記していることを認めている。インドネシアは、入手可能な事実の使用に至ったのはどの情報が提供されなかったためなのかについて、これらの事実では適切な説明にはなっていないと主張する。(7.77)

パネルによると、問題は、KTC による調査対象企業提出の国内販売データの無視、入手可能な事実に基づく正常価額算出を行うという決定を調査対象会社 2 社に通知したかどうか、そして、付属書 II パラグラフ 6 規定の相当の期間内に追加的説明を行う機会を提供したか否かである。(7.78)

4 月 9 日の会議で、調査対象企業に渡された暫定ダンピングマージン調査仮報告に係る箇所が存在する（「調査対象企業が系列会社（CMI）の再販コストの証拠を提出しなかったため、調査当局は入手可能な事実に基づいて計算された調査対象企業の再販コストに基づき平均費用を算出した。」）(7.79) 調査対象企業が関連コストデータを提出しなかったため、KTC が入手可能な事実に基づき CMI の経費に関してその決定の基礎を形成することに決めたことを明示している。(7.80)

Preliminary Dumping Report の Sinar Mas Group への送付と、関連箇所の存在が認められる（「回答者は、証拠とともに、公正な比較のため定められた制限時間の範囲内で国内の営業、輸出販売と調整要因に関するデータを定められた期限内に提出した。しかし確認期間中に、回答者は、例えば決算書のような、その系列会社（CMI）経由の販売に関する関連証拠の提出を行わなかった。従って、調査当局は、入手可能な事実に基づき正常価額を計算し、回答者が提出

し確認されたデータに基づき輸出価格を計算した」)。(7.81)Preliminary Dumping Report も同様の内容を明示する(7.82)。他にもこの問題を明確に説明する文書が存在する。Sinar Mas Group は、4月4日の会議後、つまり4月9日にCMIの決算書を提出しており、自ら提出した国内販売データが無視された理由に実際には気づいていたことが示されている。

パネルは、KTC が付属書 II のパラグラフ 6 の義務を遵守していると認定した。パネルは、インドネシアの主張(KTC の文書は、入手可能な事実に依拠する KTC 決定の根拠説明には十分正確でなかったとの主張)をうけいれず、KTC による入手可能な事実への依拠理由を CMI の決算書と会計記録が確認中に提供されなかったからであったことは明らかであるとした。(7.83)

パネルは、Sinar Mas Group に国内販売データの欠陥治癒のため更なる情報を提出する権利を与えなければならず、パラグラフ 6 が追加的証拠を提出する権利を、提出情報利用を拒否された利害関係者に与えねばならないことを規定するというインドネシアの解釈に同意しなかった。パネルは、次のように解釈した。パラグラフ 6 は、何故情報が勧案されねばならないかを調査当局向けに説明する機会を、提出した情報利用を拒絶された利害関係者に与えねばならないことを規定する。これは、調査当局にその情報を拒絶する決定の見直しの機会を与えることを意味する。しかし、パラグラフ 6 は、利害関係者に情報提出の第 2 の機会を与えない。パラグラフ 6 がそのように読まれると、提出情報に欠点がある度に機会が与えられねばならなくなり、調査は際限なく継続することになるからである。(7.85)

パネルは、KTC の協定 6. 8 条及び付属書 II パラグラフ 6 違反はないと認定した。(7.86)

#### D. 調査対象 2 社の正常価額算出のための構成価額の決定

[インドネシア側主張]

インドネシアは、KTC が構成正常価額を正常価額として採用する際に必要な決定を行っていないことが AD 協定 2.2 条違反であると主張した。

[韓国側主張]

韓国は、確認期間中、CMI の決算書と会計記録を KTC 調査官に提出されず、調査対象企業により提供される国内の販売データが信頼できなかったために、KTC がこれらの決定をすることなく構成価額を利用したと主張した。(7.93)

[パネル認定]

パネルは、次のように認定した。AD 協定 2.2 条が、構成価額に基づく正常価額決定を許容するのは、輸出国国内市場の通常の取引において同種の製品の

販売がない場合、又は、特定の市場状況や国内市場での販売数量が少ないために、そのような売上が適当な比較をなさない場合であると規定する。(7.92) 問題は、KTC が構成正常価額に依拠することを許容する 2 条件のうちいずれにあたるかについて、本件で決定を怠ったことで 2. 2 条違反を犯したかである。国内販売データを無視するという KTC 決定が、データの確認不可能を理由としているので、協定違反にはあたらない。KTC は、調査対象企業の構成正常価額に依拠する以外に 2. 2 条で規定された決定を行うことができなかつたであろう。KTC の 2.2 条違反はなく、インドネシアの主張は受け入れられない。(7.94)

#### E. 調査対象 2 社の公正価額の計算

本件では、調査対象企業の構成価額計算のために、KTC は、個別輸出業者の製造コスト、SG&A と、利子負担、及び CMI の利子負担、及び最終利潤を勘案している。輸出業者の全費用は、質問状への回答から採用されていた。CMI の SG&A は、調査対象の他のインドネシア企業である A 社のもの、利子負担は A 社の子会社である B 社のものが採用されている。(7.99)

##### [インドネシア側主張]

この計算に対して、インドネシアは KTC が調査対象企業の構成正常価額の計算時に、CMI のために使用された SG&A と財務支出に関する問題を取り上げた。財務支出に関して、インドネシアは KTC が構成正常価額に、CMI の財務支出を含める誤りを行ったとする。対象製品の生産に関与していなかったため、CMI はそのような出費を行っていなかった。

##### [韓国側主張]

韓国は、CMI の財務支出がゼロであることを示した記録が証拠としては存在せず、CMI の財務支出の正確な額の確定には、決算書と会計記録を必要とするが、調査対象企業から提出されなかった、と主張した。(7.100)

##### [パネル認定]

パネルは以下のように認定した。インドネシアは調査期間中の CMI の財務費用が実際ゼロであったことを示す記録にパネルの注意を引けなかったため、調査期間中の CMI の財務支出がゼロであったというインドネシアの主張は支持されない。(7.101)次に、CMI が財務支出を行っていたとする仮定が合理的であったかが問題となる。CMI は、調査対象企業の対象製品殆ど全ての国内販売を扱う商社であり、生産に関与していないので、明らかに生産関連の財務支出は行っていない。しかし、CMI がその販売活動による財務支出を行っていると KTC の考えが偏向あるいは客観性を欠くとはできない。CMI の SG&A 費用についても同様である。CMI の実際の SG&A 費用に関する情報が欠落して



いるので、CMI がかかる費用を支出しているという仮定が、偏向しているとか、非客観的であるとは認定できない。(7.102)

CMI が SG&A と財務支出を行っているとの仮定が合理的であるとする、第 1 に、構成正常価額計算で追加されたこの 2 つの支出について入手可能な情報の利用に特に慎重であったかどうかが問題となる。これはインドネシアの主張でもあった。インドネシアは次のように主張した。KTC には調査対象企業に関する確認された情報があり、CMI の財政支出および SG&A 支出を算出することか可能であった。KTC は、最初から調査対象企業の数値を利用し、必要な調整を CMI が対象製品の販売のみを行い生産を行っていないことを念頭において行うべきであり、かつ可能であった。KTC は、A 社のデータに依拠したことで、AD 協定付属書 II.パラグラフ 7 と 6.8 条違反が生じた。(7.103)

パネルは、この点については以下のように認定した。SinarMas Group が確認中の CMI の決算書と会計記録の提供を拒否した。そのため、KTC は、正常価額計算に際して、CMI の財政的なおよび SG&A 支出情報を有さず、入手可能な事実である他の調査対象企業 A 社の関連情報を使用した。この関連情報は確認されている。KTC が CMI に関する適切な財政的なおよび SG&A 支出情報を得る際に調査対象企業の情報に依拠することはできたが、唯一の方法であったと考えられない。KTC は他の調査対象会社の情報を確認し、CMI の経費決定のために利用した。このことは、二次的情報源からの情報使用のためパラグラフ 7 で規定された特に慎重に行うことという KTC の義務と矛盾しない。(7.105)

第 2 の問題は、KTC が A 社の SG&A 支出と B 社の利子支払いを用いて二次的情報源からの情報利用に特に注意を払わなかったか否かである。(7.106)

[インドネシア側主張]

SG&A 支出に関して、インドネシアは KTC の使用した数値が生産部分と販売部分の両者を含んでおり、単なる販売会社である CMI には、生産部分を使用しないので、不適切な使用であると主張した。

[韓国側主張]

CMI の費用計算には A 社の販売関連管理費だけを使用したとする。

[パネル認定]

インドネシアは、この事について反論しなかったため、パネルは、KTC が販売関連部分だけを勘案したと認定し、SG&A についてのインドネシアの主張を却下した。(7.107)

財務支出に関して、B 社に関するデータに基づき CMI の利子支払いが計算さ

れており、B社は製造会社なので利子支払いが過大に計上されることになって、CMIの支払いの代替変数として、B社の数値を利用することは、付属書Ⅱパラグラフ7の義務に反するというのがインドネシアの主張(以下、①)である。インドネシアは、利子支払いがゼロである他の調査対象会社A社の数値を代替値として使用しなければならなかったと主張(以下、②)した。(A社の数値に依拠したSG&AとB社の数値に依拠した利子支払いに基づくKTCの決定が法的基礎を持たないこと)。韓国は次のように主張した。B社の費用は販売関連及び生産関連の利子支払いを含み、A社とCMIは、対象製品の生産には関係のない商社であるので、A社の財務支出がより適切な代替値であるとはいえない。会社の利子支払いは、規模や活動とは無関係である。(7.108)

なお、会社Aは、商社であり、国内販売及び輸出に従事し、B社の製造品を扱っている。B社は、インドネシアにおける対象製品の生産者である。インドネシアは、A社の利子支払いをCMIのために使用すべきであるとした。B社が製造業者であるのに対して、A社は、CMIと同業の商社であったからである。インドネシアの主張は、生産者の財務費用を商社のもので代用するのは誤りであるというものである。(7.109)

パネルは、次のように認定した。生産活動はより多くの設備投資を要するのでより高い財務費用を必要とし、販売活動には生産と同等な設備投資を通常必要とせず、販売の場合には財務費用が低いかもしれない。したがって、入手可能な事実を適用するとき、調査当局は、調査対象会社と代替値として使われる二次的情報源の企業との活動の異同を勘案することになっている。調査当局は、商社と生産者の利子支払いを代替物として使用することを禁止されていないが、そのような比較が調査当局の決定において適切に説明されていることを前提にして許容されることを認める。(7.110)

本件で、SG&Aについては商社であるA社のデータに基づき、財務費用に関して生産会社であるB社のデータに基づいており、CMIと活動が類似しているA社のデータを有していたにもかかわらず、なぜ類似性の低いB社のデータを使うかについての説明がない。この点は、付属書Ⅱパラグラフ7規定の特に慎重に行う義務と矛盾しており、KTCは、協定6.8条と付属書Ⅱパラグラフ7に違反する。(7.111) (なお、B社の財務支出についての協定2条違反の申立については、協定6.8条と付属書Ⅱパラグラフ7違反を認定したので、取り扱わない。)

#### F. Kimia のダンピング・マージン計算のための入手可能な事実の使用

パネルは関連事実として次の点を指摘している。Tjiwi Kimiaは、質問状に対し情報提供しない選択を故意に行った。KTCは、SinarMasGroupに属する3社

を、ダンピング仮決定では別々に扱ったが、最終決定では一輸出者と扱い一ダンピング・マージンを算出した。最終的なマージン計算において、KTC はまず個々の正常価額と輸出価格を計算し、一つの最終正常価額と輸出価格を算出するために加重平均を行った。この最終的な数字からダンピング・マージンが算出された。Tjiwi Kimia の正常価額と輸出価格は申立人の申立で提出された情報から得られたものである。(7.119)

[インドネシア側主張]

インドネシアは次のような主張を行った。第1に、KTC は、独立した情報源によって申立者からの情報を補強することなく、申立者提出のデータだけに依拠して Kmia のマージン計算を行っており、AD 協定付属書 II パラグラフ 7 と協定 6.8 条に違反する。第2に、KTC は、Indah Kiat と Pindo Deli に更なる説明の機会を提供せず、Tjiwi Kimia に関して提出された情報の欠陥を調整する機会を提供しなかったことが、AD 協定付属書 II パラグラフ 6 と協定 6.8 条に違反する。(7.120)

(a)パラグラフ 7 違反について

パラグラフ 7 は、AD 協定 6. 8 条にそって調査当局が入手可能な情報を利用できること、二次的情報源からの情報に基づく場合に特に慎重に対処すべきことを規定する。パラグラフ 7 は、当該情報を、実行可能なときは他の独立した情報源からの情報(同一調査で他の調査対象会社につき調査当局が得た情報を含む)と比較しなければならないとする。ただし、パラグラフ 7 は、特に慎重に行われる限り、利害関係者が協力する場合には、調査の結果が非協力的な利害関係者に不利になることを認めている。(7.122)

本件では、3 つの SinarMasGroup 会社のため一つのダンピング・マージンを計算するプロセスで、KTC が申立者により提出された情報に基づき Kimia の価格計算を行い(韓国も認容)、他の独立した情報源からの情報に依拠して後日補強したかどうかについての争いがある。

[韓国側主張]

韓国は、特定のケースで AD 協定 5.3 条の義務履行だけでも付属書 II パラグラフ 7 の必要条件を満たすため十分であると主張した。韓国は、これらのデータが独立して信頼できる情報源(例えば韓国の政府税関統計(「KOTIS」)と韓国 Trade-Investment Promotion Agency(「KOTRA」))に由来するので補強の必要がなかった、あるいは補強が行われていたと主張した。(7.123)

[パネル認定]

AD 協定 5.3 条と付属書 II パラグラフ 7 では、義務に違いがある。第 1 に、調査段階が異なる。AD 協定 5.3 条は、調査開始理由となる証拠の質に関するものである。付属書 II パラグラフ 7 は、最終決定が依拠する証拠に関するものである。第 2 に、2 つの義務の段階が異なるものである。AD 協定 5.3 条では調査開始を正当化するために「十分かつ正確」であり、付属書 II パラグラフ 7 では二次的情報源からの情報が他の独立した情報原からの情報と比較されることを必要とするということである。この理解に基づき、パネルは韓国の主張を退けた。パラグラフ 7 の下での補強義務が開始段階での AD 協定 5.3 条の下での分析への追加物がほとんど実質的にはない場合もあるかもしれないが、2 つの義務は、手続き的かつ実体的観点から同じものではないのである。(7.124)

#### 【手続きの履行問題】

情報が独立機関に由来するので、信頼できたかもしれないことを疑う特定の理由はないが、調査において情報の信頼性を確かめるため、付属書 II パラグラフ 7 規定の手続き的対応を行ったのか、という問題が残る。(7.125)

韓国は、調査期間中に KTC が他の独立した情報源から得た情報と申請者から得た情報とを実際比較したと主張した。輸出価格が KOTIS からのデータに対して比較された(記録上この主張は支持されている)。同一調査で他の調査対象会社の正常価額との比較も行われた(これについては、記録上それを確認するものがない)。韓国は、証明のために KTC 調査官からの宣誓供述書を提出しており、このことが KOTIS のデータから輸出価格情報を補強したことを証明する記録に関する証拠となりうる。しかし、正常価額について同様なことが行われたかについての証拠はなく、他の独立した情報原と Tjiwi Kimia の正常価額を比較した事実を確認できない。主張側に事実を証明する証拠提出義務があることから、パネルは、韓国が *prima facie* に反証できなかつたと判断した。パネルは、AD 協定 6.8 条と矛盾する行動が行われ、Tjiwi Kimia のダンピング・マージン計算の際に、二次的情報源から得られる情報を他の独立した情報源からの情報と比較して補強する義務を履行されていないので、AD 協定 6.8 条と付属書 II パラグラフ 7 に違反すると認定した。(7.126)

#### (b)パラグラフ 6 違反について

##### [インドネシア側主張]

3 つの Sinar Mas Group 会社を 1 輸出者とみなす決定が行われた場合には、3 社を手続き的にも 1 輸出者として扱うべきであった。従って、1 輸出業者が「提出された情報の欠陥を治癒する機会」を与えられることになる。[韓国側主張]

Kimia が情報を提供しなかったので、パラグラフ 6 の違反がなく、KTC が 3 つの SinarMasGroup 会社をダンピングマージン決定の目的のため 1 輸出業者と

したという事実が、パラグラフ 6 の意味を変更しない。

[パネル認定]

Kimia が情報不提出を選択したことは議論の余地がなく、同社のために情報提供はなかった。情報提供がパラグラフ 6 の義務の必要条件であり、情報不提出の選択者には、パラグラフ 6 の違反を論理的に要求することができない。Kimia と SinarMasGroup にすでに不提出とした情報を提供する別の機会を与えなかったことで、AD 協定付属書 II パラグラフ 6 と 6. 8 条違反は認定できない。(7.131)

#### G. 正常価額と輸出価格の公正な比較の懈怠

SinarMasGroup 会社の国内販売と輸出販売の取引段階が同じであり、この点は当事者も同意しており取引段階の際に関わる問題は争われていない。

[インドネシア側主張]

CMI が Indah Kiat と Pindo Deli の国内販売活動を行っており、韓国向け輸出では、販売活動を行っていなかった。CMI の国内販売活動により発生した追加費用が AD 協定 2.4 条の意味する価格比較に影響を及ぼした要因に当たるので、国内販売と輸出向け販売におけるこの違いについての調整が必要であった。インドネシアは、CMI が国内販売で料金を請求したという事実が、価格比較に影響を及ぼす費用格差の証拠である。(7.135)

[韓国側主張]

調整の申請が行われたことは認めるが、本件のような関係が必ずしも価格比較で控除されるべき追加費用を必然的に発生させることを証明する十分な証拠が提供されなかったと主張した。当該費用が輸出者ではなく CMI によって負担されているという事実は、AD 協定 2.4 条の下での調整を自動的に必要とすることを意味しない。(7.136)

[パネル認定]

AD 協定 2.4 条が特に調整が必要な場合として取引段階に言及しているものの、パネルは、調整を要する場合は非限定的であり、価格比較に影響を及ぼし、調整を要する他の要因の一般的規定が 2.4 条には含まれるとした。パネルは、Prima facie 事件の立証のために、インドネシア側が調整のない場合に正常価額と輸出価格間での価格比較に影響を及ぼした差異があったことを立証しなければならないとした。(7.138)

インドネシアは、価格比較に影響を及ぼした 2 要因を指摘した。インドネシアで独立した買い手への販売に際して CMI により請求された費用及びインド

ネシアでの対象製品の販売に関して CMI の出費で勘定され Indah Kiat と Pindo Deli の構成正常価額に追加された SG&A 及び利子支払いである。(7.139)

インドネシアの主張は、独立した買い手への販売では、価格比較に影響を及ぼす正常価額と輸出価格の相違を示す証拠があると主張した。調整数値に関しては、SinarMasGroup が調査期間中に二つの議論を行っていた(7.142)。同 Group は、KTC が CMI の販売価格に依拠して正常価額決定を行う場合には、CMI の数値を勘案すべきであり、構成価額を正常価額として採用するのであれば、構成正常価額に追加された費用は、公正な価格比較のためには控除されねばならないとした。(7.140)

パネルは、インドネシアの主張した区別が法的説明の上では重要ではないとした。価格比較に影響を及ぼし、調整を必要とする費用差が実際あったかどうかは問題である。本件では、CMI によって国内販売で行われ、韓国向け輸出では行われなかったサービスに由来する一定の追加的費用が、対象製品の国内販売に含まれているか否かである。(7.141。) 構成正常価額計算において、KTC が CMI による再販売において追加的 SG&A と利子支払いを勘案する調整を行うべきとするインドネシアの要請を KTC は拒絶した。SinarMasGroup は、この問題を 3 度にわたり提起した。(7.142)

様々な理由から輸出版売と国内販売で関連費用差が発生し、価格比較に影響を及ぼす場合には、調整が必要となる。AD 協定 2.4 条に従って公正な調整を行うために費用差の効果を勘案して調整を行う義務が調査当局には課されている。その場合、輸出版売と国内販売のいずれに関わるものであっても、CMI のような商社が存在したかどうかとは無関係である。調整を請求する利害関係者は、商社の参加が価格比較に影響を及ぼす費用差を証明する義務を負う。本件では、国内販売を行う商社として CMI の負担する経費にしばしば言及されたが、パネルは、CMI の関与が価格比較に影響を及ぼす正常価額と輸出価格の費用差の発生の証明には不十分であると判断した。CMI によって韓国向け輸出版売でなされず国内販売に関してなされた販売関連サービスがあったとは認定できない。インドネシアは、prima facie を確立できなかったため、インドネシアの主張は受け入れられない。(7.147)

#### H. 調査対象 3 社 (Indah Kiat,Pindo Deli, and Kimia) を単独の輸出業者として取り扱ったこと

[インドネシア側主張]

AD 協定 6.10 条は、調査において別人格を一つの輸出業者として扱い、一つのダンピング・マージンを算出することを禁止する。6.10 条がこのような扱いを許容する条件は、国内販売と輸出版売で当事者間で現実の協調の証拠がある

場合であり、本件ではその証拠が認定されていない。

[韓国側主張]

6.10 条が、個別マージンが個々の輸出者に対し計算されることを義務づけ、個々の会社法人に対するものではなく、一つの経済実体として行動する数社が一輸出者と扱われうる。(7.155)

[パネル認定]

パネルは以下の認定を行った。この問題は、AD 協定 6.10 条第 1 文に関連する。6.10 条は、別々の法的人格が対象産品を輸出し他の法的人格と一定の関係を持つ場合、かかる法的人格を一輸出者と取り扱い、その輸出業者についてダンピング・マージン算出を許容するか否か、どのような状況でそうなのかが問題である。6.10 条は、「輸出者」と「生産者」に言及して、それぞれについて個別的ダンピング・マージン計算を要求している。両者の定義はない。このあと、6.10 条は、例外を規定する（サンプリング）。6.10 条のどこにも、別々の法的人格が輸出者又は生産者と扱われねばならない場合についての特定の指針はない。(7.157)

これについては AD 協定 9.5 条の指針がある。同条は、調査期間中輸出のない輸出者と生産者のため個別的マージン決定を義務づける。9.5 条は、さらに調査当局が既存のダンピング防止税対象となっている輸出者と関連する新規輸出者のためには個別計算を必要としないと規定する。ダンピング防止税対象となっている輸出者または生産者との単なる関係の存在で個別マージン決定資格の剥奪が認められている。9.5 条は、個別計算の許容が既存税の効率性を蝕むことになるとの考えによると思われる。9.5 条の適用は課税後に限定されており、調査の状況次第では、別の異なったアプローチを正当化することはある。しかし、9.5 条は、6.10 条の「輸出者」という文言が全ての状況で各々の独立した法的人格に個別的ダンピング・マージン計算が要求されるように解釈されるべきではないことを強く示している。(7.159)

協定中にも当事者間関係に影響をあたえ、協定の適用ルールに関連する規定がある。AD 協定 2.3 条は、輸出者と輸入業者又は第三者間の提携のため輸出価格が信頼できない場合、提携当事者間での輸出価格の無視を認めている。この場合、対象産品が輸入国で最初の独立した買い手に再販売される価格に依拠することが認められている。AD 協定 2.1 条は通常取引過程外の販売の除外を許容しており、上級委員会は提携を理由にして販売が通常取引外となりうることを示した。(7.160)

前後関係で AD 協定 6.10 条を読めば、異なった法的人格を調査において一人の輸出者または生産者とみなすことは、排除されてはいない。6.10 条は、無制

限の裁量権を与えておらず、当然にそのように扱うことや、正当化なしでそうできるとはされていない。正当化されるかどうかは、調査記録に基づき決定されねばならない。調査当局は、一体としての取り扱いを正当化するために当事者が十分緊密な関係にあることを認定せねばならない。(7.161)

本件では、当該企業の国内販売と輸入国への輸出での現実の協調を示す証拠について当事者間で争いがある。輸出及び国内販売の関連性を示す証拠は別法人を一体として扱うかどうかの決定に際しては重要な影響を及ぼす証拠であると思慮されるものの、かかる証拠の存在だけが 6.10 条の唯一の許容される解釈ではないというのが、法解釈に関する審査基準に依拠したパネルの結論である。文脈や 9.5 条とあわせ読めば、会社間の構造や取引関係が考慮要因とされると解釈できる。(7.162)

以上のような解釈に基づき、パネルは、本件での事実認定を行った。仮決定において KTC は、3 社を一企業と扱い課税するように請求した国内産業の主張を却下した。他方、最終段階では、KTC は、それまでの扱いを変更し 3 社を一企業と扱った。(7.163)

一つの親会社（すなわち Ekapersada）が 3 社の株を保有しており（数値は明示されていない）、3 子会社の活動にかなりの支配力があつたことを示している。3 社の経営にはかなりの共通性があつた。共通のコミッショナーがいた等人的結合の記録がある。(7.164) 3 社（同一親会社による所有の事実とともに）間での経営の共通性が 3 社の緊密な法的商業的関係の指標であり、3 社の決定がグループで相当行われると予想でき、3 社の経営は Ekapersada に対し最終責任を負うことがある。1 社が調査期間中対象商品を他の 2 社に販売した記録があり、商業活動を調整可能であつたことを示している。3 社間で産品を移転させる能力と意図も重要な考慮要因である。(7.165) 各種報告書の中で、CMI が 3 社の国内販売の唯一の流通チャンネルの働きをしたことを示している。(7.166) CMI を通じて密接な関係が認定される。(7.167)

3 社が CMI を通じて、国内販売を行っていたことは他の事実と合わせて、3 社を 1 輸出者又は生産者と取り扱うことには十分な証拠であり、韓国は AD 協定 6.10 条に違反していない。(7.168)

[協定 9.3 条違反の主張について] インドネシアは、KTC が仮決定では 0.52% で否定的決定を行っているにもかかわらず、3 社を 1 輸出者と扱うことで Indah Kiat に対して 8.22% のダンピング防止税を賦課した決定が AD 協定 9.3 条違反と主張した。

9.3 条は、ダンピング・マージンを上回る課税を禁止しているのであって、個別法的人格への個別マージンとグループへのマージンを区別していない。KTC が 3 社を 1 輸出者または生産者として 1 ダンピング・マージンを割り振ること



は、AD 協定 6.10 条違反ではないとしたので、税が 3 社について計算された統一マージンを上回っていない限り、AD 協定 9.3 条違反はない。インドネシアは、マージンを上回る課税についての主張を行ってはいなかった。(7.171)

#### I. Indah Kiat に関する調査終了の懈怠

[パネル認定]

パネルは、KTC が 3 社を 1 輸出者と扱うことについて 6.10 条及び 9.3 条に違反していないと認定した。調査終了の是非の問題は、1 輸出者の取り扱いが WTO 整合的ではない場合に考えられるべき主張であるので、従ってここでは認定を要しない。(7.176-7.178)

#### J. ダumping 決定に関する 6.4 条、6.7 条、6.9 条、及び 12.2 条規定の通知義務不遵守

(a) 6.7 条違反の主張。

AD 協定 6.7 条は、調査対象輸出者への確認結果の通知を義務づけており、希望がある場合には、結果を入手できるようにし、または、最終決定が行われる前に 6.9 条の下での最終的通知を通してなされる。

[インドネシア側主張]

確認結果の適切な通知が輸出者に対して行われておらず、調査中に代理人が確認結果閲覧を請求したが、認められなかった。

[韓国側主張]

輸出企業の取締役向けにレポートの発表を行い、又は、口頭で確認結果を通知している。AD 協定は書面での通知を義務づけておらず、口頭説明が確認結果通知の要件を満たしたと解される。(7.184-185)

[パネル認定]

記録では確認直後に確認結果の通知会合が開催されている(2003年4月4日)。SinarMasGroup の取締役が参加し、会議期間中、KTC 調査官による入手可能な事実に基づく正常価額決定とその理由について通知がなされた(この点について当事者間で争いがない)。(7.186)

通知会合で行われた可能性のある通知の内容については争いがある。インドネシアは当事者間で争いのない事項以外についての通知がなかったとし、韓国は、他の事項の通知も行われたと主張する。韓国は、宣誓供述書において、正常価額と輸出価格の調整及び輸出価格決定情報並びに確認の成功を通知したとする。インドネシアは、争っている。(7.185)

パネルは、次のように判断した。宣誓供述書以外に記録での証拠の言及が

行われておらず、事実主張側が証明責任を負うことから、入手可能な事実に依拠した決定を行ったことを除く問題を 4 月 4 日の会合中に当事者に示す形で提供したとは韓国が立証できていない。会合中に通知されたのは、CMI の決算書を提出することができなかったという理由で、入手可能な事実に依拠して正常価額を決定したということに限定されていた。(7.187)

次に、AD 協定 6.7 条の確認結果通知は書面であることを要するか否かが問題とされた（インドネシアは口頭通知が 6.7 条を満たさない。韓国は、書面通知を要件とされていないとする）。パネルは、以下のように説明して書面通知が義務づけられていないと解した。確認結果の通知は様式指定なしの義務づけである。もし特定の書面フォーマットの利用を義務づけるつもりなら、起草者は協定中で明言していたはずである(例、協定 5.1 条、6.3 条参照)。規定の実質的必要条件の充足が証明されれば、通知様式は重要ではない。(7.188)

従って、韓国によって言及された文書内容が確認結果の通知に当たるか否かが問題である。韓国の Preliminary Dumping Report と Preliminary Investigation Report を検討した。(7.189)レポートは、輸出者が確認期間中に CMI の決算書を提供せず、入手可能な事実に依拠して正常価額を算出したことを通知しているが、他の事項についての確認結果の説明を行っておらず、2003 年 4 月 4 日の口頭説明以上のものはない。(7.191)

以上の通知は AD 協定 6.7 条の必要条件を満たすか否かについては次のように認定された。6.7 条の通知要件の目的は、輸出者と利害関係者が確認結果を通知され、結果を考慮して残りの調査での論拠を構築することができるようにすることである。確認が成功した情報も失敗した情報も含む確認の全てに関して十分な情報を含むことが重要である。(7.192)KTC の通知はこの基準を満たしておらず、調査対象企業 2 社が残りの調査に適切な準備を行えるように確認結果を通知していなかったため、韓国は、AD 協定 6.7 条の義務に違反していた。(7.193)

#### (b) 6.4 条、6.9 条及び 12.2 条違反

##### [インドネシア側主張]

インドネシアは、①KTC が提出された CMI データを受け入れなかった理由、②AD 協定 2.2 条の下で規定された方法が調査対象企業 2 社の正常価額決定に際して利用された理由、③何に基づきどのような方法で、調査対象企業 2 社の構成正常価額が決定されたのか、が通知されておらず、上記各条項違反がある。

##### [韓国側主張]

調査中に公表されたレポートがインドネシアの提起した論点全ての通知に

は十分であった。(7.194)

(i) 6.4 条

[パネル認定]

6.4 条は、利害関係者の権利保護を図るための規定であり、防御手段として証拠提出準備に向けて情報を知るためのものである(ただし、秘密情報に及ばない)。従って、6.4 条の適用には、公開情報の閲覧を要求し拒否されたことの立証が必要である(インドネシアの主張の大半は、1 例を除き 6.4 条に関するものではなく、無関係のものは取り扱われなかった)。(7.196) 6.4 条の下での唯一の論点は、輸出者が構成正常価額の計算に関する情報へのアクセスのために特定の要請をし、拒否されたことに関するものである。(7.197)

Sinar Mas Group による手紙が Preliminary Dumping Report の公表版の受領後に KTC に送付され、Sinar Mas Group は、ダンピング・マージン計算に関する秘密情報の閲覧を明示的に要請した。KTC は、同 Group に Preliminary Dumping Report の秘密のバージョン、Preliminary Investigation Report と最終ダンピング・マージンについての Provisional Report の秘密のバージョンを送付した(この点に関して当事者に争いなし)。

提供された各種報告書は、正常価額、輸出価格と調整について記述しているが、詳細な説明や最終的な数字に至った計算の詳細を説明していない。韓国は「構成正常価額の計算で使用された製造コスト、SG&A 費用または利益の実際の数字を提供するものではない」としていた。

調査対象 2 社のダンピング・マージン計算に関する秘密情報が通知されたか否かについての韓国の回答は、「6.4 条、6.9 条と 12.2 条は秘密情報通知を義務づけておらず、当局の選択に委ねている。本件では、報告書の秘密バージョンを送付し、決定方法、各正常価額・輸出価格の実際の数字等を通知しており、各費目で実際に使用した数字は通知しないものの、入手可能な事実は通知している。」

送付されたレポートがダンピング・マージン計算における全秘密情報を含むというわけではなく、KTC に秘密情報の通知義務はないというのが韓国の解釈である。6.4 条は、秘密情報の利害関係者への提供を妨げるけれども、規定は、自己に関する(あるいは情報提供者による)秘密情報へのアクセスを許さない解釈は認められない。秘密概念は、ある者の秘密に関心を持つ第三者への情報の守秘性維持である。Indah Kiat と Pindo Deli のための構成正常価額計算において他の利害関係者の提出した秘密情報を使う範囲で、当該情報の SinarMasGroup への開示は禁止されうる。しかし、韓国がそのような議論を行わなかったし、記録にもない。調査対象 2 社に両者の構成正常価額に関する

情報開示に関しては、韓国は AD 協定 6.4 条に違反している。(7.198-7.201)

(ii) 6.9 条

[パネル認定]

ダンピングの決定と関連して通知義務の懈怠に関するインドネシアの申立は様々であり、AD 協定 6.4 条でのものと 6.9 条の下での主張を区別するために、パネルは、インドネシアに申立の性格と区別方法の説明を求めた。

6.9 条は秘密情報例外を持たず、6.4 条が調査全体のものであり、6.9 条は最終的決定前の適切な通知を要求するのみである。6.9 条は、重要事実の通知を求めるが、調査当局の情報に基づく証拠提出準備の権利を与えるものではない。6.9 条下でのインドネシアの主張は、ダンピング決定の通知の懈怠に関する 6.4 条の主張と殆ど異ならない。しかし、6.9 条が最終決定前に通知を必要とすると理解される範囲で、調査期間中の不十分な通知に関するインドネシアの主張は第 6.4 条の下で維持される。(7.202)

確定措置の適用に関する最終決定の根拠を示す本質的事実の開示を 6.9 条は規定する。6.9 条の義務は確定措置が適用されるか否かの最終決定以前に一度開示を行うことを義務づけるものである。6.9 条が調査中に一度開示を行うことだけを義務づけるものであるとすると、6.9 条の元でインドネシアの主張は維持しえない。我々も、同じ議論に基づいて 6.9 条の下でインドネシアの主張を処理することは紛争解決の追加的支援を提示することにはならない。したがって、本論点について判断する必要もなく、行わない。(7.204)

(iii) 12.2 条

[インドネシア側主張]

インドネシアは、6.4 条及び 6.9 条と同じ主張を 12.2 条違反の申立で行った。つまり、(1)提出された CMI データを受け入れなかった理由、(2)2.2 条で規定された方法の一つが Indah Kiat と Pindo Deli の正常価額決定で使用された理由、(3)両者について構成正常価額を計算した基礎と方法、以上の開示を KTC が怠っていることで、12.2 条違反を犯しているというものである。

[韓国側主張]

韓国は、調査期間中なされた KTC によるレポート公表によって、インドネシアによって確認された全ての問題を、インドネシアの輸出者に対して十分な通知を行っている」と主張した。(7.205)

[パネル認定]

パネルは、次のように認定した。12.2 条が調査の特定段階で調査当局によ

り行われる公告の一般規定を含んでいる。最終的ダンピング税賦課はその一つである。12.2 条は、各公告が決定の基礎となった事実及び法令にかかる問題についての十分詳細な情報を記載するか、別の報告書によって入手可能にするようにして行うことも規定する。インドネシアのこの主張は、6.4 条及び 6.5 条におけるものとは異なっている。というのも秘密情報保護を規定する 6.5 条があるために、課税公告には Indah Kiat と Pindo Deli の構成正常価額計算に関するいかなる秘密情報をも含めることができないからである。課税公告は KTC のダンピング決定に関する一般的声明を述べており、Final Determination Report と Final Investigation Report は最終公告に添付されている。

KTC が 6.5 条により秘密情報を公告に含めることを妨げられ、Final Determination Report および Final Investigation Report が公告に添付されていることから、インドネシアが 12.2 条違反の prima facie の確立に失敗しており、インドネシアの主張は受け入れられない。(7.207-7.210)

K. コピー機対応普通紙 (plain paper copier) 及び未コーティング紙 (uncoated wood-free printing paper) の同種の産品としての取り扱い

KTC は、PPC と WF について別々にダンピング決定を行い、両者を併せて損害決定を行っており、インドネシア原産の PPC と WF のダンピング輸入が調査され、韓国産の PPC と WF が、インドネシア産のそれぞれと同種であることには争いが無い。

[インドネシア側主張]

PPC と WF 間に同種性はない。物理的特徴、最終用途、代用可能性、競合する市場セクター、HS 及び製造プロセスが異なるので PPC と WF 間に同種性はなく、AD 協定 2.6 条により PPC と WF が損害決定において別々に扱われねばならないことを義務づけているとする。

[韓国側主張]

AD 協定中の同種の産品に関する唯一の規定である 2.6 条が、検討対象となる産品という文言で同種の産品を示しているが、「検討の対象となる産品」を定義せず、インドネシアの主張は、法的基礎を持たない主張した。韓国は、両者の相違に関するインドネシアの主張に同意できず、指摘された要因は、損害決定で両者を別途扱うことを正当化する要因ではないとした。

[パネル認定]

パネルは、2.6 条の同種の産品定義が KTC に対して、PPC と WF を同種の産品であると扱い一つの損害決定を行うことを義務づけるか否か、という問題と

して認定を行った。(7.216-7.217)

2.6 条は、「検討の対象となる産品」を同種の産品の定義の出発点とする。規定中の「この協定において」という文言は、この定義がアンチダンピング調査におけるダンピングと損害決定のための同種の産品定義に適用されることを示す。産品確定後には、一貫した使用が求められ、2.6 条規定の指標と矛盾しない限り、同種の産品の定義は、WTO 整合的である。本件で検討の対象となる産品は PPC と WF であると決定され、両者を生産する国内産業の定義もインドネシアから輸入される PPC と WF の定義と同一である。従って、同種の産品の定義は、2.6 条と矛盾しない。インドネシアの主張は、KTC が PPC と WF を同種の産品であると決定する必要があるとあり、両者が一つの産品として検討の対象となる産品になるというものである。しかし、「検討の対象となる産品」の定義を含んだ規定は、2.6 条にも、他の規定にもない。インドネシアの主張は、KTC の検討の対象となる産品に関する決定への主張になっていない。最後に PPC と WF に関して別のダンピング決定が行われたが、最終的には PPC and WF として一つのダンピング・マージンが計算されている。Final Dumping Report のチャートは、PPC と WF のそれぞれについてダンピング計算が行われたことを示している。KTC が対象産品をダンピング決定のために二つのモデルに分けたが、最終的に、全体として対象産品に適用される一つのマージンを計算した。

以上のような理由でパネルは、同種の産品確定に基づく KTC 損害決定を、AD 協定 3.1 条、3.2 条、3.4 条、3.5 条及び 3.7 条に違反しないと認定した。(7.217-7.224)

#### L. 実証的証拠の客観的検討に基づく損害及び因果関係決定の懈怠

##### (a) KTC の価格と数量分析について

###### (i) 価格分析

[インドネシア側主張]

価格に関する KTC の収集データが韓国の産業への実質的損害をもたらす認定を支持しえないとして 2 つの議論を主張した。第 1 に、調査期間の相当な期間中において、輸出者の価格が韓国生産者価格よりも高く、KTC は輸出価格が韓国生産者の価格に影響を及ぼすと適切に認定できなかった。第 2 に、認定した価格効果が「著しい」か否かに関する決定を誤っている。以上の理由で、韓国は AD 協定 3.2 条に違反している。(7.238)

[韓国側主張]

プライスアンダーカッティングに関して、輸出価格は多様で韓国国内価格との関係では混合的である。価格分析は、プライスアンダーカッティングに限定されず、価格抑圧や価格押し下げをも分析されている。価格効果が「著しい」か否かに関して、KTC 決定が「著しい」という文言を使用していなく

ても、実質的な価格抑制や押し下げ効果の存在を証明していることで十分である。(7.239)

[パネル認定]

AD 協定 3.1 条は、(a)ダンピング輸入数量、(b)国内産業の価格へのダンピング輸入の効果、(c) 輸入国国内産業への輸入の影響の検討を義務づける。3.2 条は、ダンピング輸入量の検討に関連する詳細と国内産業の価格に対するダンピング輸入の影響に関する詳細を規定する。価格分析に関して、3.2 条はダンピング輸入が国内産業の価格に 3 つの可能な影響のうちのいずれかを及ぼしたか否かを検討するように規定する。: (a)著しいプライスアンダーカッティング、(b) 著しい価格押し下げまたは (c) 著しい価格抑制。3.2 条は、当局が 3 つの価格効果のいずれかが存在するかどうか考慮することを規定するが、決定することを義務づけない。3.2 条の最後の文は 3 つの損害要因のいずれかが決定的指針を与えるものではなく、要因のいくつかが良好な傾向を持つとしても、損害認定に至ることは可能であるが、3.1 条に規定されているように決定が実証的証拠と証拠の客観的な検討に基づいていることを条件としている。(7.242)

#### 【価格水準について】

[パネル認定]

価格分析に関して本件での最初の問題は、損害調査期間中に、ダンピング輸入価格が、国内産品価格を上回る場合、ダンピング輸入が国内産業の価格に否定的な影響を及ぼしたと認定することが妨げられるかである。当局の分析が 3.1 条の必要条件を満たす限り（すなわち、実証的証拠に基づく客観的検討が行われている限り）、ダンピング輸入価格と国内産業価格の相対的水準の変化は、ダンピング輸入が国内価格に否定的影響を及ぼしたという結論を妨げるものではない。ダンピング輸入価格が、国内産業価格以上であることで、国内産業が実質的損害を被っているとできないとはいえない。以上を勘案して、調査事実を検討する。(7.243)

最終的損害決定は、最終的な調査報告と最終的決定という二つの文書で認定されている。前者は、KTC 調査官の収集した情報を含み、後者は情報の分析に基づく結論を含んでいるので、これらの文書に基づきパネルは評価を行う。(7.244)

最終調査報告書は、ダンピング輸入価格の傾向を示す図表と説明、因果関係については 3 つの価格効果分析情報を含む。(7.245)

最終決定は、2 カ所で価格分析に触れている。第 1 に、「累積ダンピング輸

入の上記の輸入傾向に加え、累積ダンピング輸入の国内再販価格が審査された。累積ダンピング輸入の国内再販価格は、調査期間中に変動している。累積ダンピング輸入量が絶対量でも相対量でも増加し、販売価格が下落した。」第2に最終決定は、ダンピング輸入の価格効果のより詳細な分析を含む。プライスアンダーカッティングに関しては、ダンピング輸入価格が1999年と2002年に韓国の産業価格を下回り、2000年、2001年及び2003年上半期には上回っていた。以下の検討が行われた。「委員会は、ダンピング輸入が低価格販売であったかを検討した。累積ダンピング輸入の再販価格は、国産品販売価格よりも、1999年には低く、2001年には高く、2002年には低く、2003年前半には、高かった。」価格押し下げに関しても、プライスアンダーカッティング同様の検討が行われている。(7.249) 価格抑制に関して、状況は価格押し下げと類似の状況があるとの検討がなされている。ダンピング輸入に起因するプライスアンダーカッティング、価格抑制と価格押し下げの有無については検討が行われている。(7.245-7.251)

【著しい効果について】

[インドネシア側主張]

価格効果が「著しかったか」否かの検討について、検討を怠ったことがAD協定3.2条の違反に該当すると主張した。(7.252.)

[パネル認定]

パネルは、次のように認定した。記録では、価格効果が「著しい」かに関する検討が含まれていない。ただし、文言上「著しい」という言葉がないだけでは3.2条違反とはいえないし、3.2条は通常、価格効果の「著しさ」あるいは価格効果がそうだったかについての決定を義務づけていない。必要なのは、3つの著しい価格効果が検討されたか否かである。パネルは、決定においてダンピング輸入価格が3つの価格効果のうちの1つを適切に検討したことを示せば、3.2条は満たされ、本件ではそのような検討が行われていると考える。従って、パネルは、3.2条違反はないと認定する。(7.253) よって、ダンピング輸入の価格効果に関するKTCの分析3.1条、3.2条と3.4条に違反しない。(7.254)

(ii) KTCの数量分析

[インドネシア側主張]

KTCが2003年上半期のダンピング輸入量を分析しておらず、2002年から2003年上半期までの輸入量は15.3%下落しており、ダンピング輸入量の増加



があったとするのは適切ではない。KTC がダンピング輸入の相対増加の検討において、国内消費の重要な部分を見逃したので、国内消費の数値に欠点があり、ダンピング輸入の市場占有率が誇張されており、計算が正しければ、2003 年上半期のダンピング輸入の市場占有率減少が認定される。

[韓国側主張]

韓国は、この主張がパネルの設置要請で示されていないとした上で次の主張を行った。KTC は、ダンピング輸入の絶対量及び国内消費と比較して数量の傾向に数量分析の基礎をおいた。2002 年から 2003 年上半期のダンピング輸入量の変化に関して、国内消費と比較してこの低下の影響を分析した。(7.255)

[パネル認定]

パネルは、パネル設置要請の問題を取り上げて、次のように判断した。DSU7 条の下で、付託事項は、パネル設置要請で決定され、DSU6.2 条の規定がある。DSU6.2 条では、パネル設置要請は措置を特定し、申立の法的基礎の概要を示さねばならず、この 2 要素は「DSB に付託された事項」を構成する。これは、DSU の 7.1 条の下でパネル付託事項の基礎となる。パネル設置要請が十分に明白であることは、二つの理由から重要である。①紛争範囲を確定すること。②当事者と第三者に申立の性質を知らせる適法手続き目的に寄与すること。DSU6.2 条の精神と文言の遵守を確保するために慎重にパネル設置要請を精細に調べなければならないが、その際には、パネル設置要請を全体的に検討し、かつ、現在の手続きの状況を勘案する。(7.259)

以上を念頭に置き、パネル設置要請文書を DSU の第 6.2 条の必要条件にかなうかどうか検討すると、いずれのパラグラフでも調査期間中のダンピング輸入量の傾向に関する分析問題に言及していると読めるものがない。

(7.260- 7.263)調査期間中の KTC の数量分析の WTO 不整合性に関する主張をインドネシアは設置要請で行っていないので、パネルはこの問題での認定を行えない。(7.264)

(b) 韓国の産業へのダンピング輸入の影響の KTC の評価

[インドネシア側主張]

KTC が AD 協定 3.4 条規定の損害要因データを適切に評価していないと主張した。国内産業の状態に関して良好な傾向を示す多くの要因(利益、賃金、雇用、生産性、生産能力、算出及び投資)があるにもかかわらず、実質的損害を被ったとする理由を説明しなかったとした。(7.265)韓国は、損害決定で 3.4 条列挙の全損害要因を考慮し、生産、設備稼働率、売上高、市場占有率と在

庫を肯定的実質的損害を支持していた。

[韓国側主張]

3.4 条には損害要因に与えられる重点に関するルールがなく、特定の損害要因に相対的重点を置くことは正当化される。(7.266)

[パネル認定]

以下のように 3.4 条を解釈した。パネルと上級委員会は、ダンピング輸入の影響分析が 3.4 条列举の全要因の評価からなり、3.4 条列举要因のデータが収集されねばならず、データは文脈及び相互関係で評価されねばならないと、一貫して判断してきた。(7.268) 本件での問題は、文脈でデータが分析され、説明された結論に達しているかどうかである。(7.269)

この解釈に基づきパネルは以下のように認定した。韓国は協定整合的分析を行った証拠として **Final Investigation Report** と **Final Determination** を引用した。しかし、一つのパラグラフを除いて損害の全体的な結論に関してこれらの要因の関連を評価する部分がない。「委員会は国内産業（例えば生産量や販売量の減少、在庫の増加、売上げの減少、低い営業利益比率と雇用の減少その他）への実質的損害が存在すると決定した。」(7.270) 特定の要因（例えば生産能力、利益、賃金、キャッシュフロー）は、調査期間中で否定的な傾向を示すよりはむしろ、変動的であった。(7.271)

パネルは、以上のデータ自体が実質的損害の肯定認定を妨げるものではないが、**KTC** が国内産業の実質的損害に関して、結論にいたるためには損害要因の関連を適切に評価していないと判断した。**AD** 協定 3.1 条の下で述べられるように、3.4 条の全関連経済的要因を評価する義務は、「実証的な証拠」に基づいて「客観的な検討」を実行する一般義務に関連して解釈されるべきである(3.1 条規定)。3.4 条の 15 要因リストを分析する義務は、各要因に単に触れることを確保するための機械的「チェックリスト義務」ではない。損害要因の重要性はケース毎に異なる。3.4 条は、産業の状態の説明された分析の実施を要求しており、この分析は、各要因の「関連または不適切さ」を単に識別するだけでなく、産業の状態の徹底的な評価に基づかなければならない。分析は、3.4 条規定の損害要因の評価が、別の結論に至るように思われる要因が全体としては実質的損害の認定を阻害しない理由の説明を含めて、全体として、実質的損害決定を導く理由を満足な形で説明しなければならない。(7.272)

本件では、3.4 条の損害要因のデータがなぜ実質的損害決定に至るかについて適切に説明する分析が提供されていない（ただし、前述した一文を除く）。特定の要因の関連性が高い場合があるかもしれないが、3.4 条規定の各要因に

関連するデータを評価しなければならないということが最低線である。損害要因（特に良好な傾向を示したもの）を適切に評価せずに、実質的損害決定において関連を説明しなかったという理由で、パネルは、韓国の 3.4 条義務違反が存在すると認定した。(7.273)

(c) KTC の因果関係分析

[インドネシア側主張]

①2003 年上半期のダンピング輸入量の減少を考慮しなかった。②ダンピング輸入品価格が調査期間中長期にわたり国産品を上回っていた事実を考慮しなかった。③他の輸出源からの輸入が国内生産者の損害を引き起こしたか否かについて考慮しなかった。④対象産品の韓国からの輸出減少を考慮しなかった。非帰責分析に関して、国内産業の過剰投資の影響、国内産業の自家消費の低下、ダンピング輸入の価格が国産品価格を上回っており輸入数量が調査期間中減少していた事実を考慮しなかった。(7.275)

[韓国側主張]

因果関係分析は、3.5 条の要件を満たしている。国内産業の市場占有率へのダンピング輸入の影響に主に因果関係分析の基礎をおき、インドネシアによってあげられた他の要因の影響を評価した。(7.276)

[パネル認定]

ダンピング輸入の影響評価に関して 3.4 条の義務不履行認定を行っており、この認定があれば、因果関係分析の検討が紛争解決に寄与するものではないので、検討を行わないとした。(7.277)

(d) 対象産品の韓国産業による輸入の取り扱い

[インドネシア側主張]

韓国生産者が 3.4 条の損害要因として相当量の対象産品輸入をインドネシアから行っていた事実を 3.4 条の下で損害要因として考慮する義務、及び、この事実を損害に寄与した潜在的な他の要因として考慮せねばならない 3.5 条の下での義務を KTC が怠ったと主張した。(7.278)

[韓国側主張]

当該輸入という事実を 3.4 条の損害要因として評価しなければならないとする解釈を支持する協定上の根拠はない。4.1 条は調査対象産品の輸入業者である国内生産者を国内産業に含めないことを許容するが、本件はこれに該当する。国内産業として分析した生産者は輸入を扱っておらず、3.5 条の下で当該輸入の影響を分析しなかったことは問題ない。(7.279)

[パネル認定]

まず以下のように分析して問題を 3.5 条の下での分析に限定した。3.4 条は、国内産業が調査対象産品を対象国から輸入する事実を損害要因として言及していないものの、同条のリストは、例示的である。調査の状況に従い、分析されなければならない他の要因があるという可能性は排除されていない。しかし、インドネシア主張の事実は、3.4 条の損害要因として持つ意味が不明であり、韓国の生産者が調査対象産品から高付加価値産品へ戦略的にシフトしていた国内産業の状況を示すとするインドネシアの解釈は誤っている。この事実は、ダンピングの結果とは関係のない韓国産業の事業決定を反映するものであって、因果関係問題であり、3.5 条での審査が適切であり、3.4 条の下での検討は行わない。(7.281)

3.5 条は、因果関係決定方法を規定していない。第 2 文は、入手可能な全証拠に基づいた因果関係分析に言及する。明白な証拠に基づき、ダンピング輸入が国内産業の損害を引き起こしていることが証明されれば、第 1 文の必要条件が満たされることになる。第 3 文は、不帰責条項を規定する。

韓国国内生産者による輸入の影響分析の不実施は、不帰責条項に関する 3.5 条違反であるというのがインドネシアの主張であり、韓国は国内産業から当該生産者を除外することで因果関係分析に当該輸入を帰責しておらず違反に当たらないとする。

記録では、韓国は実際に 2 社を国内産業から除外している(かなりの量を輸入した生産者)。残りの 14 社は、1999 年と 2000 年に輸入を行っているが、2001 年までにはなくなっている。このような輸入が、総ダンピング輸入に占める占拠率は、下落しており、2001 年にはなくなっている。KTC 決定時まで、国内産業を構成する韓国生産者による輸入は、ゼロになり、損害を惹起していない。理論的には、国内産業による輸入が損害の「他の要因」となると仮定しても、本件事実に基づけば「他の要因」として 2001 年に終了した輸入を考慮することを要求されない。それ故、韓国には AD 協定 3.5 条違反はなく、当該輸入を考慮する必要はない。(7.283-7-285)

KTC が全国消費を適切に計算し損なっているとインドネシアは主張する。これは、ダンピング輸入数量分析に関わるものであり、本パネルの付託事項の範囲外である(国内消費に関連したダンピング輸入量)から、パネルは検討を行わない。(7.286)

国内産業を構成する事業者によるダンピング輸入が損害決定のためにダンピング輸入から除外されねばならないことを示す規定はない。ダンピング調査対象国からの輸入は、輸入業者の身元とは無関係にダンピング輸入として扱うことが適切である。この点ではインドネシアの主張は受け入れられない。

(7.287)

以上、対象国からの韓国生産者による対象産品輸入への KTC の対応は、3.4 条及び 3.5 条違反ではない。(7.288)

(e) Indah Kiat からの輸入の取り扱い

[インドネシア側主張]

Indah Kiat について計算された仮ダンピング・マージンが僅少であったので、当該輸入をダンピング輸入として扱うことは、3.1 条、3.2 条及び 3.5 条違反である(Indah Kiat が韓国への対象産品の最大のインドネシア輸出者であるので、この包含は、損害決定でダンピング輸入量を実質的に増加させた)。

[韓国側主張]

3 つの SinarMasGroup の 3 社を 1 輸出者と扱ったので、Kiat のものを含めて 3 社全ての輸入による損害決定を行った。(7.289)

[パネル認定]

SinarMasGroup の 3 社を 1 輸出者と扱うことが、6.10 条と 9.3 条に違反せず、1 輸出者に一つのダンピング・マージンを適切に計算したと認定し、インドネシアの主張を退けた。(7.290)

この主張が審理される前提についてのインドネシアの声明が存在する。(7.291)インドネシアが、SinarMasGroup の 3 社を 1 輸出者と扱うことが WTO 整合的でない場合には、当該主張を審理すべきであるというインドネシアの主張があり、3 社の取り扱いについては WTO 整合的と判断したことから、インドネシアの声明も勘案して、この問題を審理する必要性もなく、審理は行わない。

M. 損害決定に関する協定 6.1 条、6.2 条、6.4 条、及び 6.9 条規定の通知義務不遵守

(a) 2003 年上半期データの通知について

[インドネシア側主張]

輸出業者には 2003 年上半期データの閲覧及びコメントの機会が与えられなかったことを理由に、KTC の AD 協定 6.1 条、6.4 条及び 6.9 条違反を主張した。

[韓国側主張]

2003 年 8 月 27 日開催の公聴会で、輸出業者は Interim レポートの公開バージョンの謄本を受け取ったので、2003 年上半期データについてコメントする機会があったこと、及び、SinarMasgroup 取締役は、レポートへのコメントを提出していると主張した。(7.296)

[パネル認定]

これらについては主張が撤回されたために判断を行わなかった。(7.297)

(b) 技術的テストの結果とその他製品問題に関する顧客調査の発表

[インドネシア側主張]

同種産品決定で、Korean Agency for Technology and Standards により実施された技術テストの結果と顧客調査を参照したが、インドネシアの輸出者にこれら 2 文書の内容通知の懈怠があったので、AD 協定 6.2 条、6.4 条、6.9 条及び 12.2 条違反である。

[韓国側主張]

2 つの文書が秘密情報を含んでおり、公開できないので、インドネシアの主張には利益がない。(7.298)

(i) 第 6.4 条

[パネル認定]

SinarMasGroup の手紙では、同グループが受け取ったのは公開情報であることを認識していたことが解り、同社は秘密情報を含む文書の通知を要求していた。インドネシアの主張は公開情報を扱う AD 協定 6.4 条を扱っているが、その主張に根拠はなく、秘密情報を扱う同 6.5 条の主張がなされていないので、この問題についての検討を行わない。(7.302-7.303)

(ii) 第 6.2 条

[インドネシア側主張]

Korea Agency for Technology and Standards の技術試験結果と顧客調査のインドネシア側への不通知が、AD 協定 6.2 条違反であり、この情報がないと、輸出者の利益を防御できない。(7.304)

[パネル認定]

AD 協定 6.2 条が示す利害関係者の権利は、意見交換のため異なった見解を持つ利害関係者との会合の機会が与えられることを規定しており、記録情報の閲覧権を定めるものではない。かかる権利は 6.4 条で規定されており、インドネシアも利用している。インドネシアの主張には法的根拠がなく、パネルは、その主張を取り扱わない。また、6.2 条が記録情報を閲覧する利害関係者の権利に関するものであっても、6.2 条は、秘密情報を対象外とするので、イ

インドネシアの主張は失当である。インドネシアは、6.5 条の主張を行っていない。本件事実に基づいてもインドネシアの主張に法的根拠がない。(7.306-7.307)

(iii) 第 6.9 条

[インドネシア側主張]

(i)と同様の事実について、6.9 条違反の主張を行った。ただし、PPC と WF 間の比較に限定している。

[パネル認定]

KTC は、輸入 PPC と WF を韓国の PPC と WF と比較した。インドネシアの主張に必要な事実がなく認定の必要がない。(7.309-7.310)

(iv) 第 12.2 条

[インドネシア側主張]

(i)と同様の事実について、12.2 条違反の主張をおこなった。

[パネル認定]

アンチダンピング税賦課の公示は同種産品に言及していないが、Final Determination と Final Investigation Report が公示に添付されており、公示の一部をなす。Final Investigation Report は同種産品の詳細な説明を含み、秘密の問題がありかつ、インドネシアが 6.5 条の主張を行っていない。12.2 条は、秘密の通知を認めておらず、インドネシアの主張には法的根拠がなく、その主張は受け入れられない。(7.314-7.316)

(c) 損害決定の根拠の変化

主張の撤回により判断せず。

(d) ダンピング輸入の価格効果認定の通知懈怠

[インドネシア側主張]

6.4 条及び 6.9 条違反の主張をおこなった。

[パネル認定]

6.4 条違反として提起された問題は、秘密情報の通知の問題であり、同条は秘密情報を取り扱わない。インドネシアは秘密情報を扱う 6.5 条の主張を行っていないので、パネルは認定を行わない。6.9 条の問題のうち秘密情報

については同様。価格動向は、確定税適用を基礎づける上で必要な事実であるが、ダンピング輸入と韓国産業の価格動向を韓国当局の報告書は説明している。韓国産業価格の絶対値を含めなかったことが開示を 6.9 条違反とするインドネシアの主張には同意できず、その主張を根拠づける協定上の規定はない。

#### N. 国内産業申請に含まれる秘密情報の取り扱い

##### [インドネシア側主張]

調査開始申請で提供された情報を正当な理由の提示なく秘密情報と扱っており、AD 協定 6.5 条、6.51 条、6.52 条違反である

##### [韓国側主張]

当該情報が性質上秘密であって 6.5 条に依拠して開示することが不可能であり、性質上秘密の情報については正当な理由の提示は不要である。(7.331-7.332)

##### [パネル認定]

AD 協定 6.5 条は、秘密情報を 2 種類に分けている。性質上秘密である情報と秘密でないけれども調査上当事者が秘密として提供した情報である。6.5 条は、両方ともに提供者による明示的同意なしでの公開を禁じている。6.5 条の下で秘密として扱われる正当な理由の提示が両方の秘密に適用されるか否かが問題である。規定では、正当な理由の提示規定は、秘密のタイプの後にならされており、正当な理由の提示は両タイプの秘密に適用される。ただし、その程度は秘密のタイプに依存する。本件では、KTC は、申請で提出された情報を、性質上秘密であるとするだけで、正当な理由の提示を求めている。以上のことから、パネルは、韓国の AD 協定 6.5 条違反を認定した。(7.334-7.335)

### III. 結論及び勧告

#### (1) 結論

以上のような認定に基づき、パネルは以下の結論に達した。

##### (a) KTC のダンピング決定について

###### WTO 義務違反を認定した事項

① Indah Kiat と Pindo Deli によって提供された国内販売データに代えて、二次的情報源からの情報使用において特に慎重さを求められることについては、6.8 条及び付属書 II パラグラフ 7 違反。② 確認結果の通知に関しては 6.7 条違反。③ Indah Kiat と Pindo Deli の構成正常価額計算の詳細開示に関しては、6.4 条違反。

###### WTO 義務違反が認定されなかった事項



①Indah Kiat と Pindo Deli に関して入手可能な事実に依拠したことは、6.8 条違反ではない。②Indah Kiat と Pindo Deli によって提出された国内販売データを無視したことは、6.8 条と付属書 II パラグラフ 3 違反ではない。③Indah Kiat と Pindo Deli に国内販売データを無視するという決定を通知し、追加的説明の機会を提供することに関しては、6.8 条及び付属書 II パラグラフ 6 違反ではない。④Indah Kiat と Pindo Deli のために構成正常価格を用いたことは 2.2 条違反ではない。⑤Tjiwi Kimia のダンピングマージン決定に関しては、付属書 II パラグラフ 7 及び 6.8 条違反、付属書 II パラグラフ 6 及び 6.8 条に違反しない。⑥Indah Kiat と Pindo Deli の国内販売に CMI が関与することから生ずる格差に関しての関係から生じている違いに関して、2.4 条違反ではない。⑦SinarMasGroup の 3 社を 1 輸出者と扱い、一つのダンピング・マージンを計算したことは、6.10 条及び 9.3 条違反ではない。⑧Indah Kiat と Pindo Deli の構成正常価額の詳細開示の懈怠についての 12.2 条の下で主張は、一応有利な事件が証明されなかった。⑨同種産品定義に関しては、2.6 条、3.1 条、3.2 条、3.4 条違反はない。

#### (b) KTC の損害決定について

##### WTO 義務違反が認定された事項

①国内産業へのダンピング輸入の影響の評価については、3.4 条違反。②申請で提供された情報であって、性質上秘密の性質を持つものについて、正当な理由の提示を求めなかったことについて、6.5 条違反。

##### WTO 義務違反が認定されなかった事項

①価格分析については、3.1 条、3.2 条、3.4 条違反はない。②韓国生産者によって行われたダンピング輸入の取り扱いについて、3.4 条及び 3.5 条違反なし。③Korea Agency for Technology and Standards によって実施された技術テストの結果及び顧客調査の結果の開示に関して 6.2 条、6.4 条及び 12.2 条違反はなし。ダンピング輸入の韓国産業への価格効果に関する決定の開示に関しては 6.4 条及び 6.9 条違反はなし。

#### (2) 勧告

パネルは、DSB に対して勧告の措置を WTO 整合的にするように勧告した。(8.2) なお、勧告に関連して、DSU 第 19.1 条に基づき提案を行う要請がインドネシアによって行われている。インドネシアは、パネルが裁量権を行使し、DSU 19.1 条によりパネル報告実施方法として措置の取消を提案するように要請した。これに対し、パネルは、以下の判断を下した。加盟国に措置を WTO 協定適合的なものとするのを勧告するのが DSU 19.1 条の一般原則であり、提案を行うのは例外

的である。本件の状況では、一般原則から離れて提案を行う理由がない。インドネシアの要請は受け入れられない。(9.1-9.4)

#### IV. 検討

本件報告では、AD 協定の発動要件及び発動手手続きに関して広範な争いとなっている。手続き的には、AD 協定 6 条及び付属書 II の証拠に関する部分、発動要件に関しては、2 条の構成価額算出と価格比較並びに 3 条の損害認定に関する部分にかなりの議論が割かれている。

##### 1. WTO 紛争処理手続き上の論点について

本案審理の前に、代表団構成及び情報アクセスについての問題が提起されている。韓国は、インドネシア代表団に業界代表が席を占めていることから退席を求め、また、秘密情報の不提供を申し出ている。韓国は、DSU18. 2 条を援用している。この規定は、当事国の意見書及び提供情報の秘密扱いを規定するものである。パネルは、これに対して同条に加え、作業手続き規則パラグラフ 15 及び AD 協定 6. 5 条に依拠しつつ、紛争処理手続きにおける秘密情報保護の意義の観点からこの問題を処理している。パネルは、個別情報の保護の観点から必要な手続きをとることを示しているものの、代表団からの特定人の排除や一般的な情報提供制限は行わず、韓国の主張を退けている。パネル決定は次の点を考慮した。第 1 に、WTO 紛争処理手続きにおいて代表団構成は、基本的に加盟国に委ねられている。第 2 に、韓国の援用した規定も、情報の秘密扱い及び秘密情報の取り扱いに関するものであって、代表団構成に関わるものではない。韓国の懸念は、個別的な情報保護により対処すればよい。WTO 紛争処理手続きに置いて特定人の忌避規定がないことや本件主張が情報保護規定の下でなされていたことから、代表団構成に踏み込んでその当否を判断することが困難と思われる。しかし、代表団に直接的な関連当事者が含まれた場合に問題がないとはいえないと思われる。第 1 に、個別的な情報保護措置によって韓国の懸念したような当該業界間での競争上の不均衡が発生しなかったか否かは定かではない。第 2 に、そのような不均衡発生を防止するための措置をとることで審理に困難が発生する可能性も考えられる。一般的にこのような点を考えると本件のように措置の直接対象者が代表団に含まれることは望ましくない効果を持つこともあり得る。

##### 2. 発動手手続き上の論点－利害関係者への通知－について

AD 協定は、様々な段階で調査対象企業や利害関係者への調査や決定に関する通知・情報提供に関する規定を設けている。本件では、ダンピング決定及び損害決

定の両者についての検討が行われ、前者に関連して韓国側の協定違反を認定している。違反が認定されたのは、調査対象企業への確認結果の通知を義務づけている 6.7 条、及び構成正常価額計算に関連して秘密情報以外の情報へのアクセス(閲覧機会の確保等)を一般的に保障する 6.4 条についてである。ダンピング決定については、6.9 条、12.2 条違反も主張されているが退けられている(訴訟経済を理由とするものを含む)。損害決定については、6.1 条、6.2 条、6.4 条及び 6.9 条違反の主張が全て退けられている。

6. 4 条は、秘密情報を除いた情報への利害関係者による閲覧の機会と情報に基づく主張の準備機会の提供を規定する。本条について過去の事件では次の点が示されている。第 1 に、本条が調査当局に対して課している義務については、主張の準備に関連する全情報を利害関係者が閲覧する機会をタイムリーに提供すれば本条の義務を満たしているとした。Guatemala- Cement II 事件では、メキシコ企業へのファイルの不交付が本条違反と認定されている<sup>1</sup>。第 2 に、同じ Guatemala-Cement II 事件では、不完全な文書の交付が本条違反とは認定されなかったものの、不注意のものであって、結果的に害がなかったことから違反を認定しなかった<sup>2</sup>。本条では、秘密情報を除く情報の提供が義務づけられており、過去の事案もこれに当てはまるものであった。本件では、秘密情報であっても情報提出者の秘密情報である場合には 6. 4 条の保護範囲に当たることを示した。本件は、6.4 条による閲覧対象となる情報の範囲についての明確化を示したものと位置づけられる。構成価額計算や価格比較については秘密情報であっても自己の提供した情報がどのように使用されたかを知ることその後の主張構成上は重要である。その点でパネル判断は妥当であろう。

6. 7 条については、確認内容の適切な通知について、通知の形式と内容が確認内容通知に当たるか否かが問題となった。通知の形式については、口頭でも良いのか、それ以外に書面などの形式が必要となるのかという点である。この種の通知について、条文上定めがない場合には、様式は限定されない点が示されており、その点が 6. 7 条についても踏襲されたものである。確認結果の通知についてパネルは、確認が成功した情報、失敗した情報を含めて全ての確認結果について十分な情報を含むことが必要であるとしている。この点は妥当である。パネル自身が述べているように、6.7 条は、調査に対して当事者が適切に主張対応できることを保障するものであると解されるからである。

---

<sup>1</sup> Panel Report on Guatemala — Definitive Anti-Dumping Measure on Grey Portland Cement from Mexico (Guatemala - Cement II) , para. 8.151

<sup>2</sup> Panel Report on Guatemala — Definitive Anti-Dumping Measure on Grey Portland Cement from Mexico (Guatemala - Cement II) , para. 8.158

### 3. 発動要件上の論点について

#### 【ダンピング決定について】

##### (1) 価格比較における調整

AD2.4 条の下での価格比較の論点については違反が認められていない。輸出企業の国内販売が、ほぼ商社経由で行われていたために商社からの価格では輸出価格よりも不当に高い価格での比較がなされるとの主張が行われていた。インドネシアは、商社が請求した費用と商社勘定の一般販売管理費及び利子を控除すべきとした。価格比較を行う際にしばしば問題となる非対称的な価格比較は、輸出価格と国内価格間での取引段階や販売条件などに基づく差異の調整を認めるものである。本件のように、国内販売において商社が介在している販売の場合には、調整を要する差異が発生することが推測される。本件パネルは、インドネシア側の主張が、CMI という商社が介在していたこと、国内販売において商社が介在したことで商社固有の費用が構成価額に追加されていたことを調整要因としてあげているにしか過ぎないため、調整要因の存在を立証していないとしてインドネシアの訴えを退けているようである。2.4 条は、価格比較に影響を及ぼす差異については「立証されたあらゆる差異」としており、パネル判断のように主張側での立証が必要なことはもちろんである。パネル認定では、その内容として、輸出価格において行われたサービス（出費）と国内販売において行われたサービス（あるいは出費）の違いの立証を求めることになる。これは妥当であろうか。過去のパネル認定をみても同様な判断を行ったものはなく本件の特徴であると思われる。他方、2.4 条第 6 文では、当局が公正な比較を確保するためにいかなる情報が必要かを関係当事者に示し、不合理な立証責任を課すことを禁じている。この点は、Egypt – Steel Rebar 事件パネル認定でも強調されている<sup>3</sup>。調査当局に対して課されているこの責任についてはどのように考えるべきなのか問題が残る。

構成価額計算を行うための情報利用についてはまず、入手可能な事実に依拠できる要件が満たされていたか否かが問題となっている。これについては、①必要な情報、②相当な期間、③当局が無視できる情報の範囲が問題となっている。①について検討する。

必要な情報について、本パネルは、インドネシア企業の正常価額算定のために CMI の決算書及び会計記録が必要な情報であるとしている。独立し

---

<sup>3</sup> Panel Report on Egypt — Definitive Anti-Dumping Measures on Steel Rebar from Turkey, para. 7.352

た相手方への国内販売価格に依拠して正常価額が算出されているので CMI の販売に係るこれらの情報が必然的に必要な情報であるとした。必要な情報とは何かに関しての定義は条約上存在せず、本件パネルも特に定義を行っておらず、何が必要な情報なのか、必要な情報の範囲を考える場合にどのような限界があるのかはこの報告からは必ずしも明らかとはなっていない。必要な情報の検討については、Egypt – Steel Rebar 事件パネル報告書がある。同報告書は、必要な情報が何であるかの決定は第一次的には調査当局の裁量の下にあるものの、当局が遵守する必要があるルールがあることを示した。第 1 は調査開始後できる限り早い段階で請求する情報の詳細を明示すること。第 2 は当事者が提供する情報の枠組みを特定することである。同報告書はこのような形で迅速かつ正確に当事者に必要性を提示する義務を調査当局に課す結果となっている<sup>4</sup>。本パネルの認定事実は、Egypt-Steel Rebar 事件パネル報告書の内容に照らしても問題はないであろう。

## (2) 二次的情報源からの情報利用に際して必要な対応について

付属書 II パラグラフ 7 及び 6.8 条の義務履行については、二次的情報源からの情報に基づく認定が許容されている。二次的情報源としては、申立者の申立に含まれる情報の利用も可とされている。ただし、その際には実行可能な限りにおいて他の独立した情報源からの情報などに照らした確認を求めている。韓国調査当局は、質問状未回答の会社については申立者情報に基づき計算を行っている。韓国は、第 1 に、AD 協定 5.3 条の調査開始要件を満たす情報であることで 6.8 条及びパラグラフ 7 の義務履行に十分であると主張し、第 2 に申立者の情報が公的機関からの情報によるものであり、補強済み若しくは補強の必要がないと主張した。第 1 点についてパネルが、5.3 条と 6.8 条では調査段階の違いという手続きの段階の違い及び実体的義務内容から違いがあり同一には扱えないとした。後者については、パネルは、正常価額及び輸出価格のそれぞれについて、他の情報に照らした確認を手続き的に明示して行われているか否かを問題とした。申立人情報が公的統計などに由来するものとしてもより具体的に確認を求めたと解することができる。「特に慎重に行う」という要件について、Egypt – Steel Rebar 事件パネル報告は、調査当局が問題に対して同等な信頼できる選択肢を有する場合には、当局の選択が偏向し若しくは客観性を欠かない場合に

---

<sup>4</sup> Panel Report on Egypt — Definitive Anti-Dumping Measures on Steel Rebar from Turkey, paras. 7.155 and 7.217.

は問題がないとの判断を示した。<sup>5</sup>本件は、その範疇外にある場合を具体的に示したものと位置づけられよう。

### (3) 関連会社を一体としてダンピングマージンを計算する基準について

本件では、韓国調査当局は、調査対象会社のうち 3 社について個別にダンピングマージンを計算せず、一体として扱って一つのダンピングマージンを算出している(以下、「一体的取り扱い」)。このような扱いは、対象企業の中でより高額なダンピングマージンを算出し、高いアンチダンピング税の課税を受ける対象企業が生ずることを許容する。輸出企業にとって大きな問題であるとともに、貿易阻害効果が大きくなることが懸念される。

本件では、この問題は、AD 協定 6.10 条違反の有無という形で審理され、違反なしと認定された。パネルの判断にはが幾つかの点で明らかでない点がある。第 1 に、複数の輸出業者を一体に扱って良いという理論的な理由が必ずしも明示的に示されていない点である。当事者主張のように、当事者間で協力関係がある場合や経済実態として一体として行動している場合には一つの調査対象企業として取り扱うという考え方は、ある程度受け入れられることである。ただし、何故それでよいのかについては別途考えることが必要であろう。この点についてパネルは、AD 協定 9.5 条を取り上げ、同条で個別的なマージン計算を行わなくてもよいとの取り扱いの根拠が既存 AD 課税の効率性を損なう点に求めている。パネルは、9.5 条と 6.10 条では手続き段階が異なる点に留意しつつ同様な考慮の正当化の余地を認めるようである。また、パネルは、AD 協定 2.3 条の輸出価格算定時の関連当事者除外の扱いからも一体的取り扱いが許容される場合があると指摘する。パネルは、このような協定全体の前後関係で一体的取り扱いの余地があるとする。第 2 に、どのような基準を満たせば一体的取り扱いが許容されるのかである。パネル自身も、AD 協定 6.10 条自体は個別輸出者・生産者毎のマージン決定を義務づけ、一体的取り扱いの指針が規定されていないとする。パネルは、国内販売・輸出での当事者間での現実の協調関係の有無、当事者間での構造、取引関係などが文脈や 9.5 条の考慮から判断要因として導き出され、当事者間の構造・取引関係に基づく一体的取り扱い基準を本件では採用した。現実の協調関係の有無と当事者間の構造・取引では、後者の萌芽より一体的取り扱いが認定されやすい場合が多い。本件パネル判断は、輸出企業に不利になる傾向を許容しているといつてよい。当事者間

---

<sup>5</sup> Panel Report on Egypt — Definitive Anti-Dumping Measures on Steel Rebar from Turkey Egypt, para. 7.305.

の構造・取引を基準とすることは、価格計算において用いられているが、これが 6.10 条でも同様に適用されて良いかどうかについては別問題であろう。アルゼンチンセラミックタイル事件で、パネルは、6.10 条の第 1 文と第 2 分の関係について次のように述べている。第 1 文は、原則を示し、第 2 文は、第 2 文規定の条件に該当する場合に原則からの逸脱を許容するものである。このような関係を、本件パネルは強調していない。パネルは、6.10 条が調査当局に一体化取り扱いの無制限の裁量を与えるものではなく正当化を必要とするとしている。原則からの逸脱についての根拠付けに関してはより明確化が図られるべきであると考えられる。

#### 【損害決定について】

損害決定に関連し本件では、ダンピング輸入による価格効果、数量効果、産業への影響効果、輸入国国内産業による調査対象産品輸入の取り扱い、因果関係について検討が行われている。数量効果については、パネル設置要請における請求の問題を理由に、因果関係については訴訟経済を理由にして検討を行っていない。産業への影響効果分析について、AD 協定 3.4 条違反が認定され、他については違反なしとされた。損害分析については、以下の点が過去の報告書において明らかとされている。調査当局に対して 3.1 条の規定が援用され、証的証拠に基づき、客観的な検討を行わねばならないこと<sup>6</sup>。3.4 条列挙の諸要因全ての検討が義務づけられていること<sup>7</sup>。各要因全てが一定の方向を示すことは認定要件ではないこと。各要因について矛盾のない理由のある説明が行われねばならないこと<sup>8</sup>。

価格効果の分析については、違反が認定されていない。以下の理由による。第 1 に、当局の調査報告書中において 3.2 条規定の価格効果関連の分析が行われていること。第 2 に、32 条で求められている価格効果の「著し」さについての検討についても問題がない。第 2 点については、ダンピング輸入について検討された場合ではあるが、報告書中に文言として「著しい」という文言が用いられる必要はないとされており、本パネルは、価格効果分析についても、それに従った判断を行った。反面、検討された効果が真

---

<sup>6</sup> Appellate Body Report on United States — Anti-Dumping Measures on Certain Hot-Rolled Steel Products from Japan , para. 192.

<sup>7</sup> Panel Report on European Communities — Anti-Dumping Duties on Imports of Cotton-type Bed Linen from India , paras. 6.154-6.159, .

<sup>8</sup> Panel Report on Thailand — Anti-Dumping Duties on Angles, Shapes and Sections of Iron or Non-Alloy Steel and H Beams from Poland para. 7.236.

に著しいものであったか否かについてはより明確化が必要であろう。過去の報告書の数量効果についての分析であるが、Thailand – H Beams 事件パネル報告は、「ダンピング輸入数量が絶対量において又は相対的に実質的に増加していたか否かを、調査当局が勘案し注意を払っていたことが関連文書中で記録の形で明らかでなければならないと考える」としている。パネル報告では、3.2 条規定の 3 つの価格効果のうち一つが適切に考慮されれば良く、本件ではそのような検討が行われているとするだけである。価格効果の分析方法は、3.2 条では規定がなく、過去の事件において、調査当局がまず分析方法を示さねばならないとしている。調査当局の分析が、「著しい」効果を実証的かつ説明をふして検討したかを明示するためにはより内容に踏み込んだ検討が必要であるのではないかと思われる。ただし、Guatemala – Cement II 事件で、パネルは、調査対象産品以外の輸入を検討に含めなかったことで違反を認定しており、形式的な要因の考慮欠落については違反認定が行いやすい。パネルの審査基準による拘束から当局の判断を尊重するという思考が基礎にあるとは思われるものの、その理由の説明が必要ではないであろうか。

国内産業へのダンピング輸入の影響に関しては 3.4 条違反が認定されている。3.4 条については、従来のパネル・上級委員会報告において、3.4 条列挙要因全ての検討の義務づけ、要因相互の傾向について合理的で矛盾内説明が行われることが求められている。パネルは、調査当局報告書が、損害を全体的に評価する文章が一文しかなく、調査当局が検討した要因がどのようにして実質的損害決定に至ったのかを合理的に説明していないとする。この点については従来のパネル・上級委員会決定の判断内容にそっている。

本文中に引用したものその他

Edwin Vermulst, *The WTO Anti-dumping Agreement*(2005)

Patrick F.J. Macrory, Arthur E. Appleton, & Michael G. Plummer, *The World Trade Organization: Legal, Economic and Political Analysis, Volume I* (2005)